

南あわじ市  
子ども・子育て支援事業計画  
【第2期】

素案ベース

令和2（2020）年3月

兵庫県 南あわじ市



# ごあいさつ

市長あいさつ



# 目次



第1章 計画策定にあたって .....	3
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 子ども・子育て支援施策の動向 .....	5
3 計画の位置づけ .....	6
4 計画期間 .....	7
5 制度改正等の概要 .....	7
(1) 子ども・子育て支援法の改正 .....	7
(2) 基本指針の改正に係る留意事項 .....	7
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正 .....	8
6 計画の策定体制 .....	8
(1) 計画の策定組織 .....	8
(2) パブリックコメントによる市民意見の募集 .....	8
(3) 子育て家庭に対する実態把握 .....	8
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題 .....	11
1 人口等の推移 .....	11
(1) 人口（3区分）の推移 .....	11
(2) 年少人口（中学生を除く）の推移 .....	11
(3) 人口ピラミッド（5歳階級別） .....	12
(4) 自然動態・社会動態の推移 .....	13
(5) 合計特殊出生率の推移 .....	13
(6) 婚姻・離婚の推移 .....	14
(7) 子育て世帯の推移 .....	15
(8) ひとり親世帯の推移 .....	16
2 子育て家庭の状況 .....	17
(1) 子育て世帯を取り巻く状況 .....	17
3 就労状況について .....	18
(1) 女性の就労状況 .....	18
(2) 育児休業制度の取得率 .....	21
4 教育・保育事業の状況について .....	24
(1) 定期的な教育・保育事業 .....	24
(2) 放課後児童クラブの利用について .....	26

5 施策等の進捗評価 .....	27
6 子育て支援に関する課題の整理 .....	27
<b>第3章 計画の基本的な考え方 .....</b>	<b>31</b>
1 計画の基本理念等 .....	31
2 計画の基本目標 .....	32
3 施策の体系 .....	34
<b>第4章 子育て支援施策の展開 .....</b>	<b>39</b>
基本目標Ⅰ すべての子どもの健やかな成長を育むまちづくり .....	40
基本施策1 教育・保育の充実 .....	40
基本施策2 児童の健全育成の推進 .....	40
基本施策3 多様な保育サービスの充実 .....	40
基本目標Ⅱ 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり .....	40
基本施策1 情報提供・相談体制の充実 .....	40
基本施策2 母と子の健康の支援 .....	40
基本目標Ⅲ 地域で子どもの成長を育むまちづくり .....	40
基本施策1 地域での子育て支援の充実 .....	40
基本施策2 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実 .....	40
基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進 .....	40
基本施策1 子育て家庭への理解の促進 .....	40
基本施策2 子育ての男女共同参画の推進 .....	40
基本目標Ⅴ 母子及び乳幼児等の健康の確保 .....	40
基本施策1 子どもや母親の健康の確保の推進 .....	40
基本施策2 思春期保健対策の充実 .....	40
基本施策3 小児医療の充実 .....	40
基本目標Ⅵ 生きる力を育む教育の推進 .....	40
基本施策1 豊かな心を育む教育の推進 .....	40
基本目標Ⅶ 子育てを支援する生活環境の整備 .....	40
基本施策1 遊び環境の整備 .....	40
基本施策2 子ども等の安全の確保 .....	40
基本施策3 子育て支援サービスの充実 .....	40
基本目標Ⅷ 要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進 .....	40
基本施策1 児童虐待防止対策の充実 .....	40
基本施策2 ひとり親家庭への支援 .....	40
基本施策3 特別な支援を要する児童への早期対応 .....	40

第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 .....	43
1 推計の手順 .....	43
2 将来推計人口 .....	44
(1) 就学前児童の人口推計 .....	44
(2) 就学児童の人口推計 .....	45
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計 .....	46
3 認定区分 .....	47
4 教育・保育提供区域 .....	48
(1) 教育・保育 .....	48
(2) 地域子ども・子育て支援事業 .....	48
5 教育・保育の一体的提供の推進に関する考え方 .....	49
6 教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容 .....	50
(1) 幼稚園及び認定こども園（保育の必要のない児童） .....	50
(2) 保育所及び認定こども園（保育の必要な児童） .....	51
7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 .....	52
(1) 利用者支援事業【新規】 .....	52
(2) 延長保育事業（0～5歳） .....	52
(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） .....	54
(4) 子育て短期支援事業【ショートステイ】（0～5歳） .....	55
(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） .....	55
(6) 養育支援訪問事業 .....	56
(7) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳） .....	57
(8) 一時預かり事業（0～5歳） .....	58
(9) 病児・病後児保育事業（0～5歳） .....	59
(10) ファミリー・サポート・センター事業（小学生） .....	60
(11) 妊婦健康診査 .....	61
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....	62
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 .....	62
第6章 計画の推進・評価等 .....	65
1 計画の推進 .....	65
2 計画の公表及び周知 .....	65
3 計画の評価・検証 .....	65
資料編 .....	69
1 幼児期の教育・保育利用等の無償化に関する給付制度の創設 .....	69
(1) 幼児教育・保育の無償化の趣旨 .....	69

(2) 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者について .....	69
(3) 幼稚園の預かり保育の利用者について .....	70
(4) 認可外保育施設等の利用者について .....	70
(5) いわゆる「障害児通園施設」の利用者について .....	70
2 南あわじ市子ども・子育て会議条例 .....	72
3 南あわじ市子ども・子育て会議委員名簿 .....	74







# 第1章

## 計画策定にあたって

---





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

南あわじ市（以下「本市」という。）は、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27（2015）年3月に「地域で育む子どもの笑顔あふれるまち・南あわじ」を基本理念とした南あわじ市子ども・子育て支援事業計画を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んでいます。

こうした中、平成28（2016）年4月には子ども・子育て支援法が改正され、仕事・子育て両立支援事業の創設や待機児童解消等の取り組みの支援を行なう等の内容が追加されるなど、子ども・子育て施策に関するさまざまな法律等が施行・改正されています。

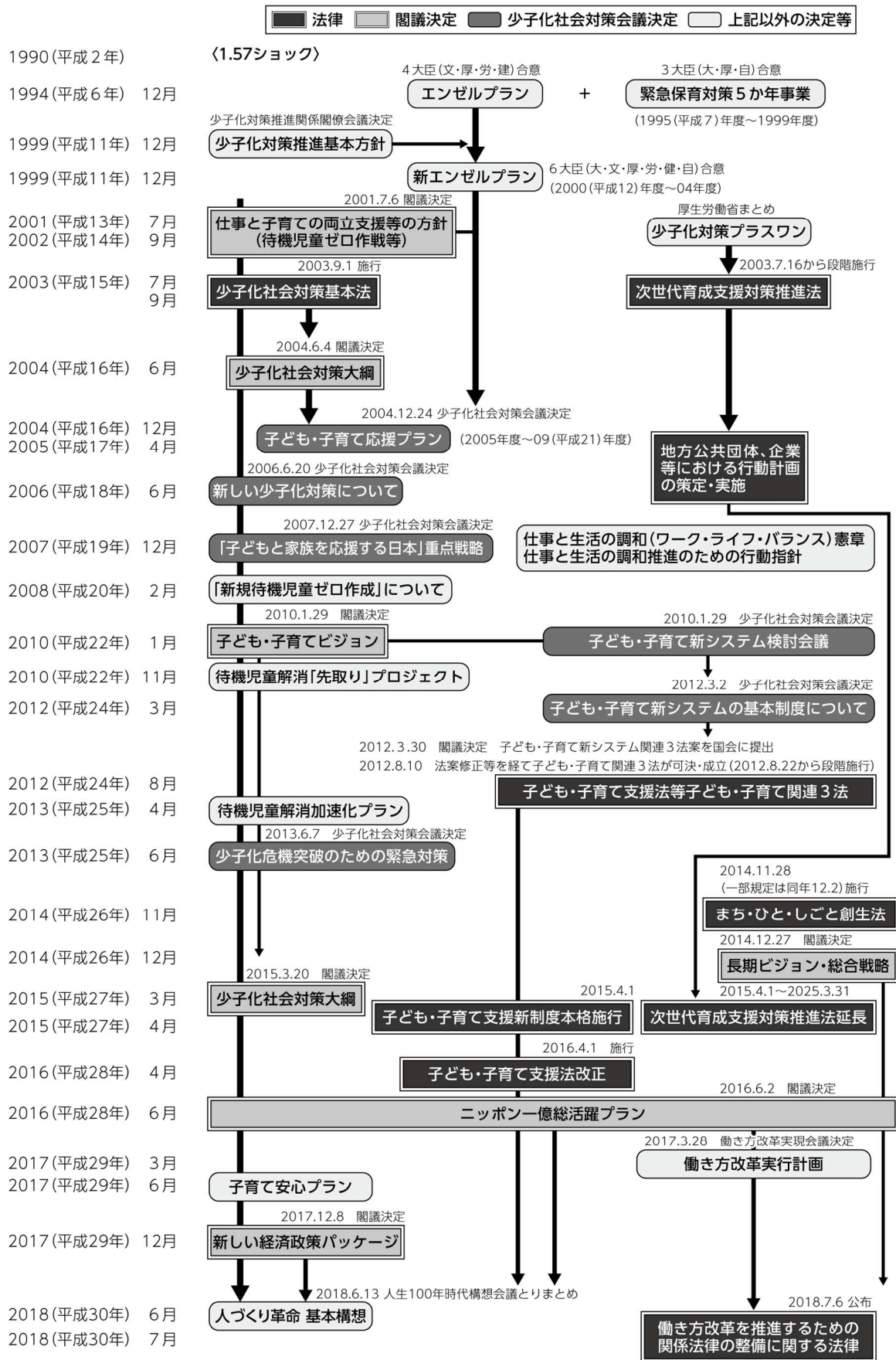
（P.2「2 子ども・子育て施策に関するこれまでの取り組み」参照）

また、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、令和元（2019）年10月から「幼児教育無償化制度」が実施されることとなりました。

幼児教育の無償化は生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

このような中、これらの法に基づく、新たな制度の下で、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会」を目指すとともに、子どもの視点に立ち、子どもの発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

本市では、上記の動向及び、現行計画である「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望と内容を含めたニーズを把握したうえで、市内における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保とその実施時期等を盛り込んだ「第2期南あわじ市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。さらに、子どもの貧困等についての内容を追加し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとします。





## 2 子ども・子育て支援施策の動向

国の少子化対策は、平成2（1990）年に合計特殊出生率（一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均）が1.57と判明したところから始まりました。その後、国は様々な方針や取組を発表・実行し、各自治体もそれに基づき、取組を進めてきました。そして、平成24（2012）年における子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法等）の成立を受けて、子ども・子育て支援新制度が導入され、同法制度に基づき、各自治体では第1期計画である「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、主に『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』、『地域の子ども・子育て支援の充実』に取り組んできました。

本市では、子育てに対して保護者の経済的負担軽減策を具体化することにより、子どもを産み育てやすい環境をつくるために、全国に先駆けて「保育料無償化」の取組を始めました。その経緯は、平成17（2005）～18（2006）年度において同時入所する児童の2人目以降を保育料無償化とし、平成19（2007）～26（2014）年度までは3歳児以上の第2子以降を無償化としました。平成27（2015）年度以降においては、3歳児以降を無償化として段階的に対象者の範囲を拡大してきました。現在、7割以上の子育て家庭は、保育料無償化による経済的負担が軽減されています。

その効果としては、平成17（2005）年の合計特殊出生率1.51から10年後の平成27（2015）年には1.83の上昇を続け、兵庫県「子ども・子育て未来プラン」の目標とする令和2（2020）年の合計特殊出生率1.57を大きく上回り、保育料無償化の当初目的を達成しています。



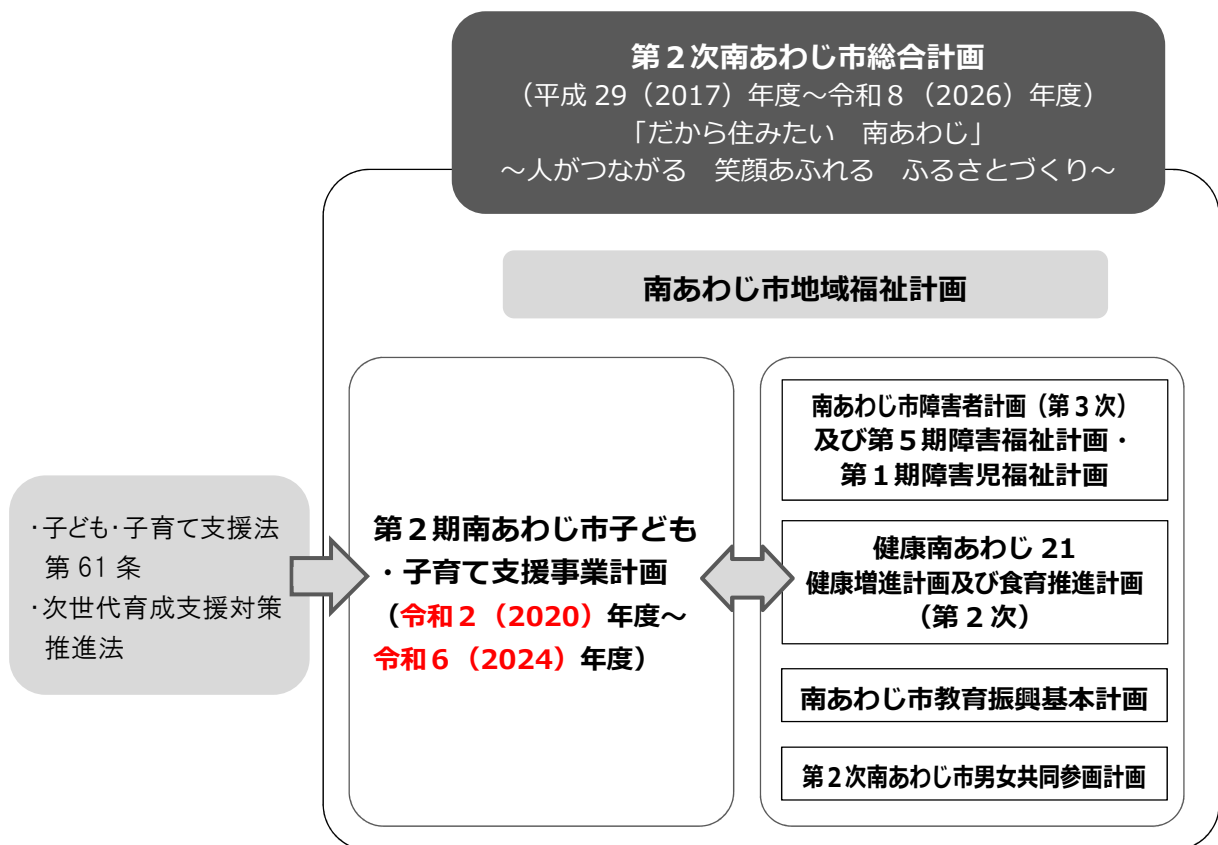
### 3 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27(2015)年4月からすべての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

本市の市政運営の柱となる第2次南あわじ市総合計画を上位計画とし、総合的な地域福祉の方策を示す地域福祉計画のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図りながら策定しました。

また、引き続き、次世代育成支援行動計画の内容の一部を本計画に引き継ぎ、「次世代育成対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせるものとします。

さらに、「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画」(平成27(2015)年度～令和元(2019)年度)の進捗状況を本計画において検証し、引き続き取り組むべき課題を盛り込むこととします。





## 4 計画期間

本計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を対象とします。  
なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて検討し、見直します。

### ■ 計画期間

平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (令和元) (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
南あわじ市子ども・子育て支援事業計画									
					第二期南あわじ市子ども・子育て支援事業計画				

## 5 制度改正等の概要

### (1) 子ども・子育て支援法の改正

平成30(2018)年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

令和元(2019)年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

- ① 幼児教育・保育の無償化
- ② 放課後児童クラブの受け皿拡大
- ③ 広域調整の促進による待機児童の解消

### (2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

- ① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

- ② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応
- ③ 外国につながる幼児への支援・配慮
- ④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

### (3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

## 6 計画の策定体制

### (1) 計画の策定組織

本計画は、南あわじ市子ども・子育て会議での検討を踏まえて策定しました。

南あわじ市子ども・子育て会議は、保護者をはじめ、学校・保育所・幼稚園や子育て支援に関する活動を行う地域活動団体の関係者などから構成され、計画案や市の子育て支援施策について検討を行いました。

### (2) パブリックコメントによる市民意見の募集

本計画案を市役所等の窓口や市ホームページで公開し、広く市民から意見を収集し、その意見を精査しながら計画書に反映しました。

### (3) 子育て家庭に対する実態把握

本計画の策定にあたって、市民の子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向を把握するため、「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」を実施しました。

■子ども・子育て支援に関するアンケート調査

項目	就学前児童用	小学生用
調査対象者	就学前児童の保護者	小学生の保護者
標本数	1,000件	200件
抽出方法	就学前児童を持つ世帯 (無作為抽出)	放課後児童クラブ利用児を持つ世帯 (無作為抽出)
調査方法	郵送による配布・回収	放課後児童クラブを通じ配布・回収
回収数	670件	140件
回収率	67.0%	70.0%
調査時期	平成31(2019)年1月10日～1月21日	





## 第2章

# 子ども・子育て支援の現状と課題

---



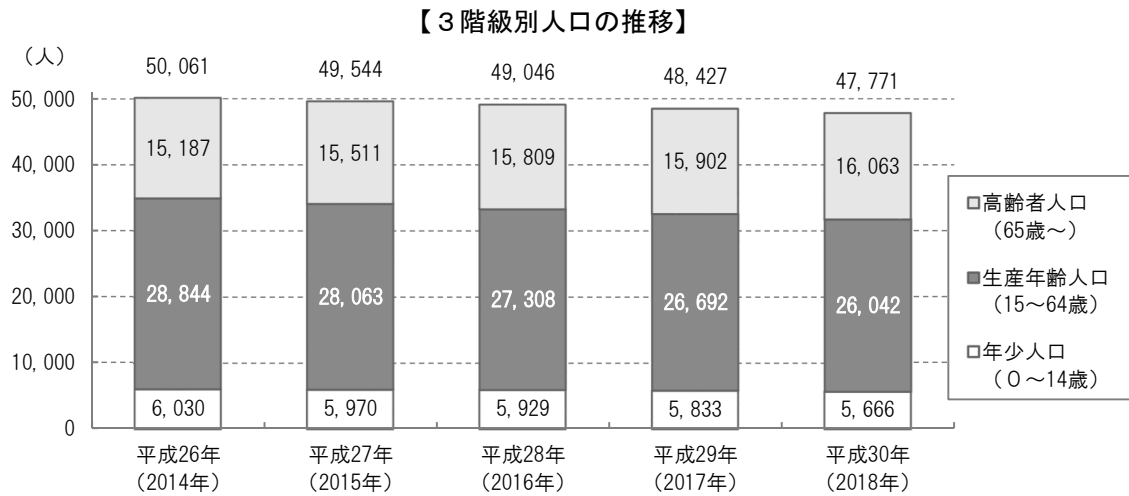


## 第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

### 1 人口等の推移

#### (1) 人口（3区分）の推移

本市の人口推計を3階級別人口でみると、平成26（2014）年以降高齢者人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15歳～64歳）と年少人口（0歳～14歳）はともに減少しています。

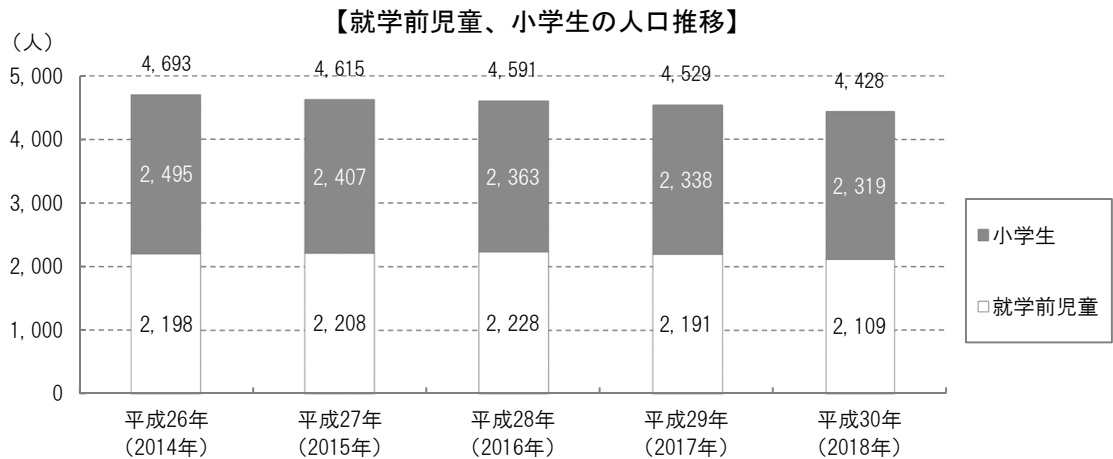


出典：南あわじ市「住民基本台帳」各年4月1日現在

#### (2) 年少人口（中学生を除く）の推移

##### ① 就学前児童、小学生

年少人口について、就学前児童、小学生別に人口の推移をみると、就学前児童は平成26（2014）年から平成28（2016）年にかけて微増となっていました。その後減少傾向にあり、小学生人口は減少傾向にあります。

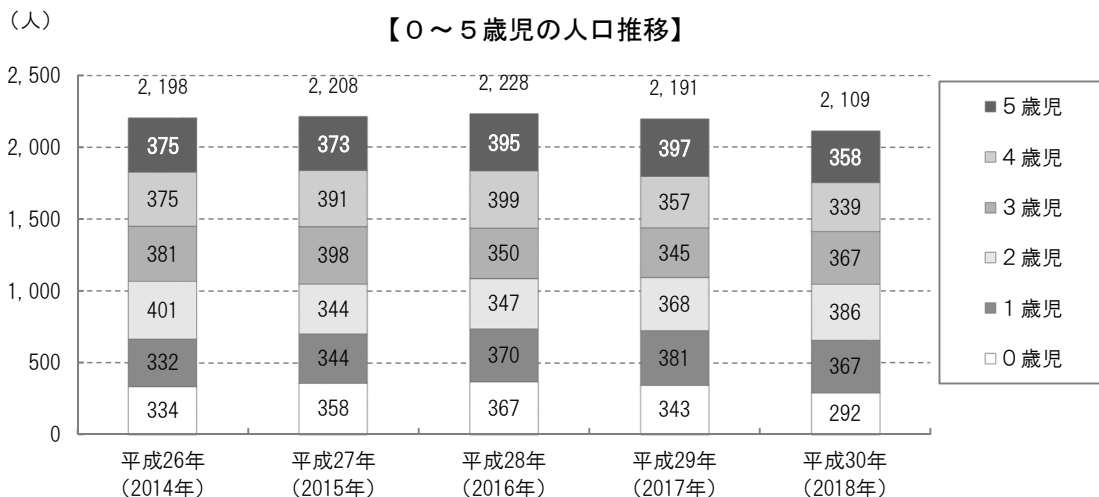


出典：南あわじ市「住民基本台帳」各年4月1日現在



## ② 就学前児童（1歳階級別）

就学前児童（0歳～5歳）の1歳階級別人口の推移をみると、2歳児、5歳児を除いて平成26（2014）年から平成27（2015）年にかけて増加傾向にありました。0歳児については平成28（2016）年をピークに減少に転じており、就学前児童全体としても平成29（2017）年以降は減少に転じています。

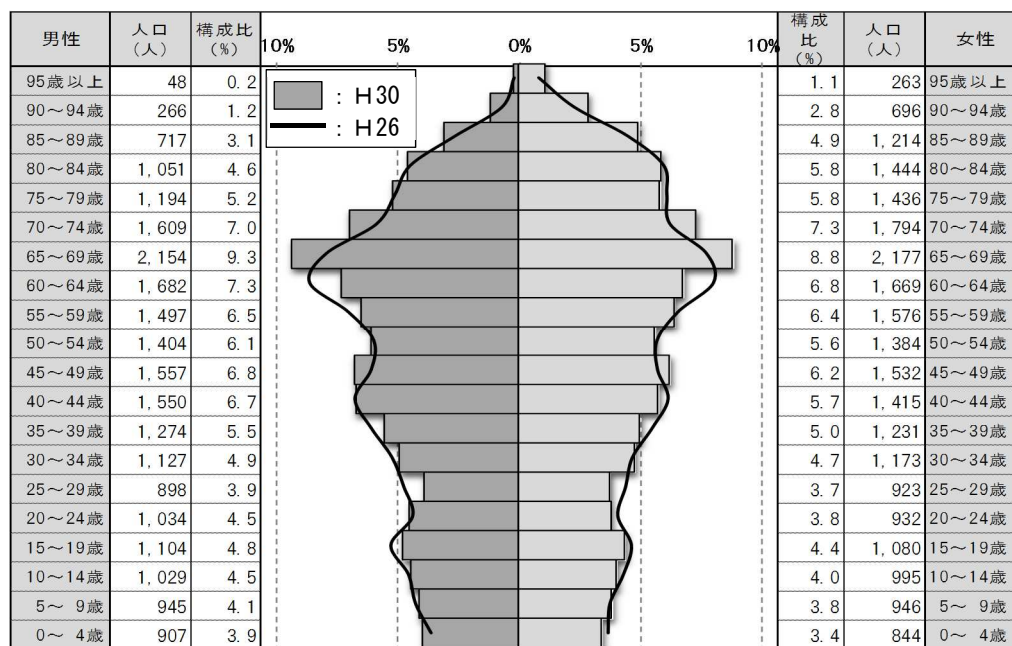


出典：南あわじ市「住民基本台帳」各年4月1日現在

## （3）人口ピラミッド（5歳階級別）

平成26（2014）年と平成30（2018）を比較すると、子育て世代が中心となると思われる25歳～39歳人口の減少幅に比べて、0～9歳人口の減少幅は小さくなっています。

【人口ピラミッド（平成26（2014）年、平成30（2018）年）】

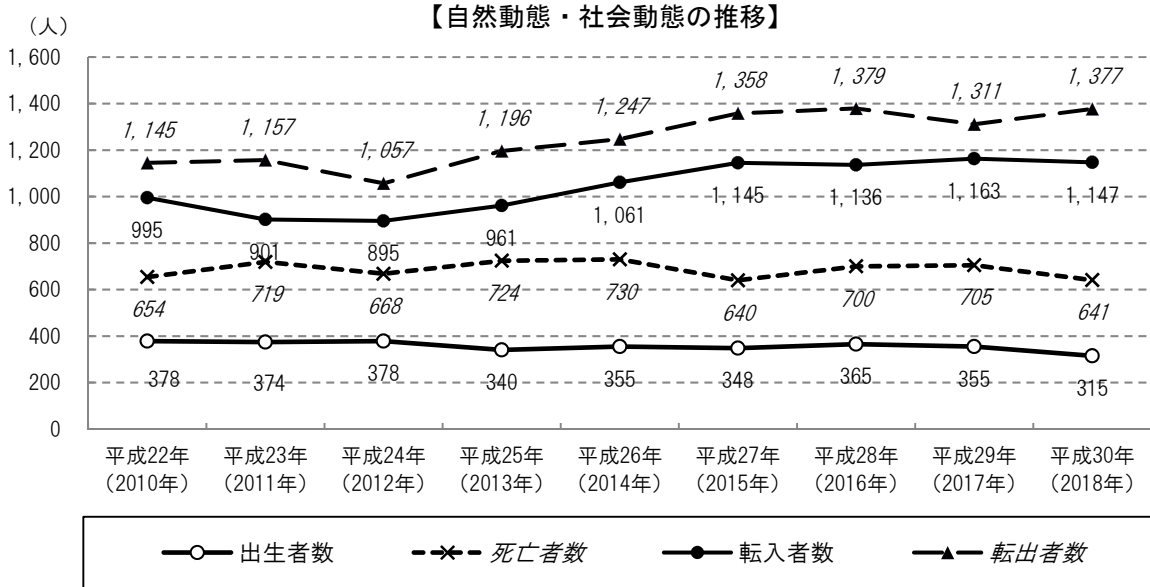


出典：南あわじ市「住民基本台帳」各年4月1日現在

#### (4) 自然動態・社会動態の推移

自然動態の人口推移をみると、出生者数が死亡者数を下回る自然減となっており、出生者数はほぼ横ばい、死亡者数は増減を繰り返しています。

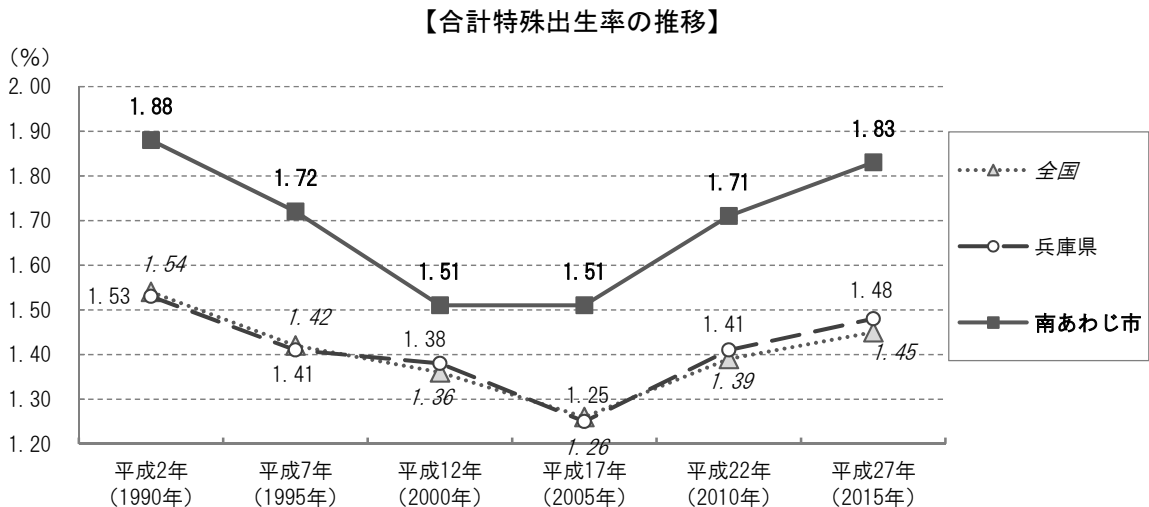
社会動態の人口推移をみると、転出者数が転入者数を上回る社会減となっておりますが、転入者数、転出者数ともに近年は増加傾向にあります。



出典:「住民基本台帳」平成22年～24年は3月末現在、平成25年～30年は1月1日現在

#### (5) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、全国、県を上回る水準で推移しており、平成17(2005)年以降は増加傾向にあり、平成27(2015)年では、平成2(1990)年とほぼ同等の1.83となっています。



出典:国勢調査

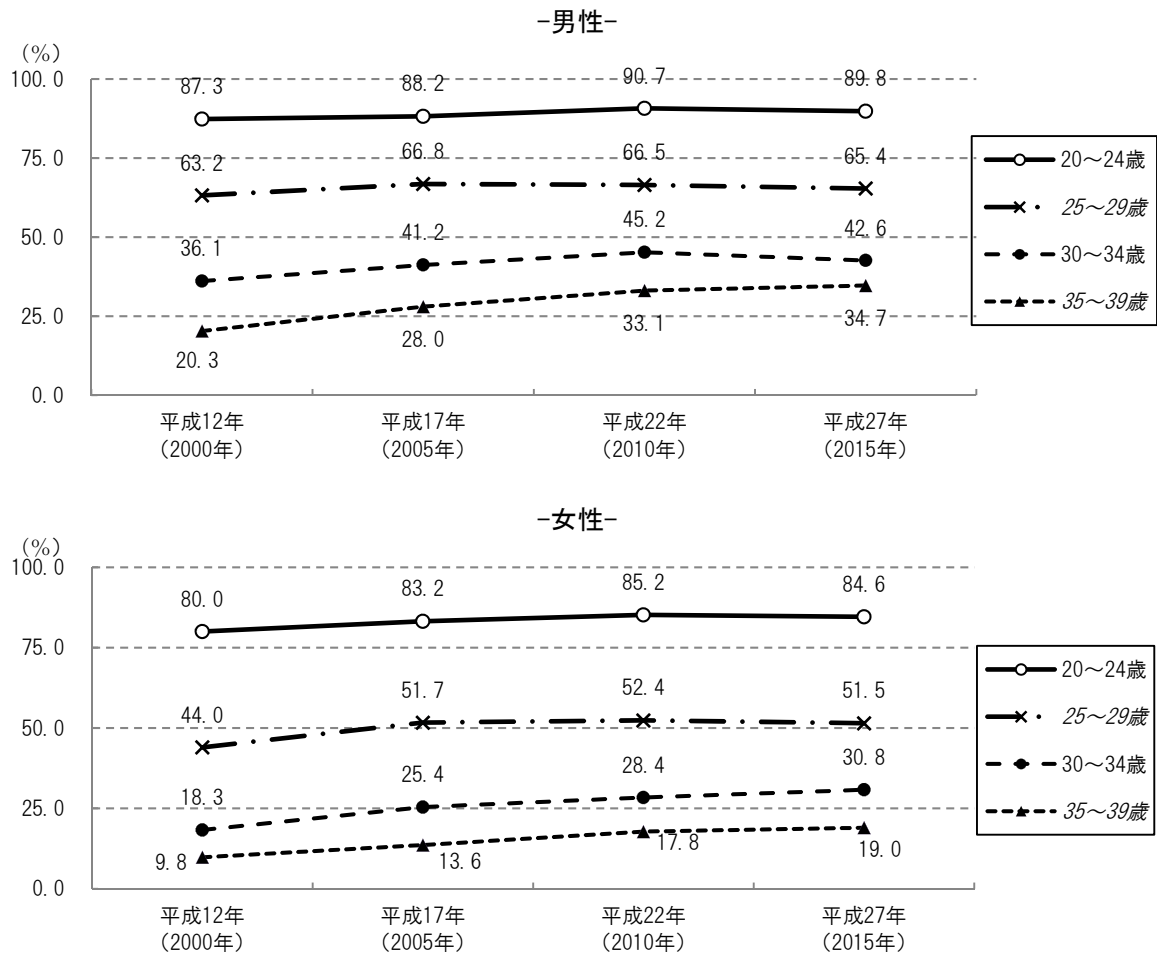


## (6) 婚姻・離婚の推移

未婚者の比率の推移をみると、平成12（2000）年から平成22（2010）年にかけて、男性、女性ともに30歳以上の比率が増加傾向にありましたが、男性の30～34歳については、平成22（2010）年から平成27（2015）年にかけて減少しています。

男性の35～39歳のみ県の比率より高くなっていますが、全体的には県の比率よりも低くなっています。

【年代別 未婚者の比率の推移】



出典：国勢調査



## ② 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、平成26（2014）年の209件をピークに近年は減少しています。

離婚件数は、平成24（2012）年から平成28（2016）年にかけて60～70件で推移してきましたが、平成29（2017）年は53件と近年で最も少なくなっています。

【婚姻件数、離婚件数の推移】

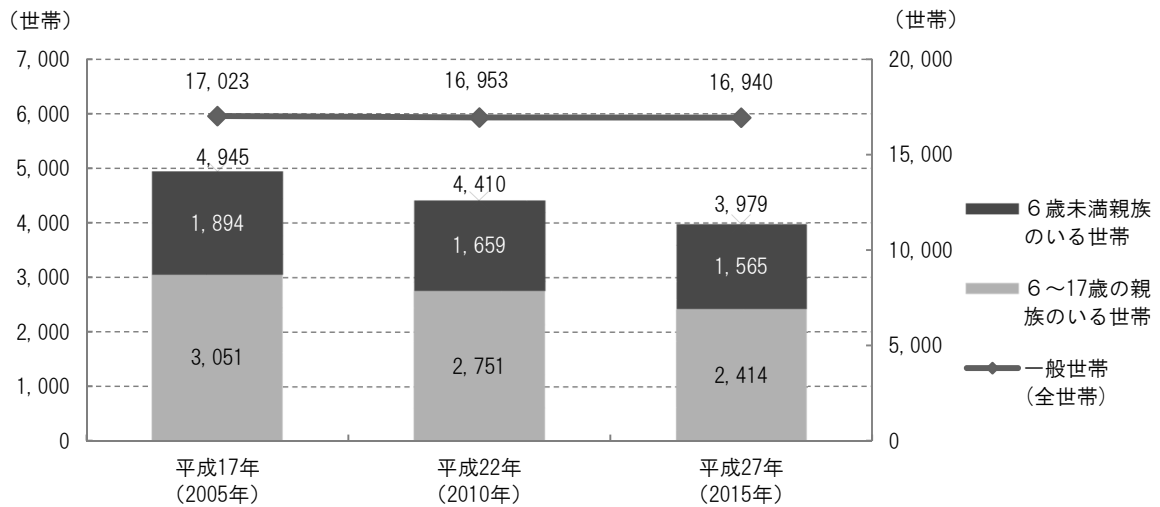
	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
婚姻件数	199件	178件	209件	191件	171件	150件
離婚件数	71件	70件	61件	69件	66件	53件

出典：兵庫県保健統計年報

## (7) 子育て世帯の推移

子育て世帯の推移をみると、一般世帯はほぼ横ばいとなっている一方で、18歳未満の親族のいる世帯、6歳未満のいる世帯は減少しています。

【子育て世帯の推移】



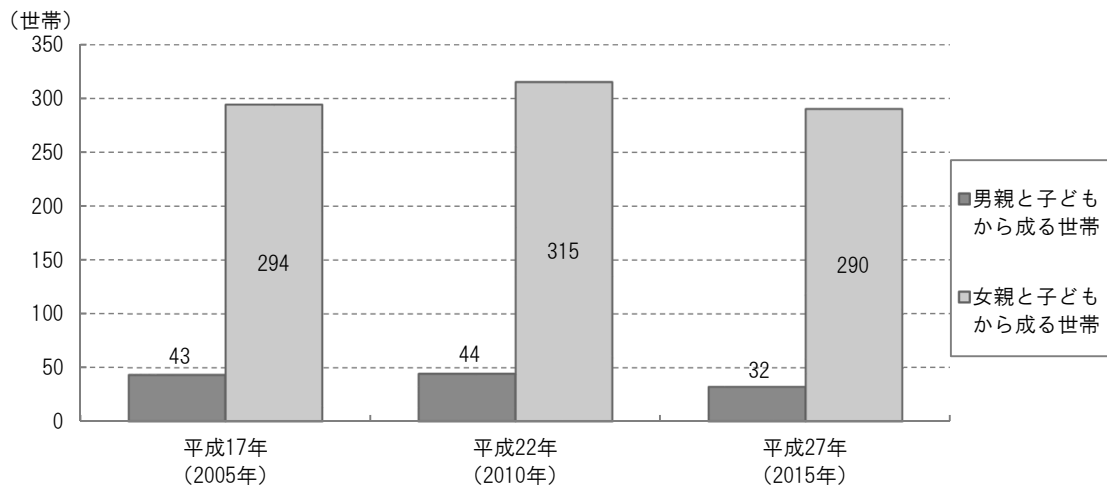
出典：国勢調査



## (8) ひとり親世帯の推移

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、男親、女親ともに平成22年(2010)から平成27(2015)年にかけて減少しています。

【ひとり親世帯(18歳未満の子どもがいる世帯)の推移】



出典:国勢調査





## 2 子育て家庭の状況

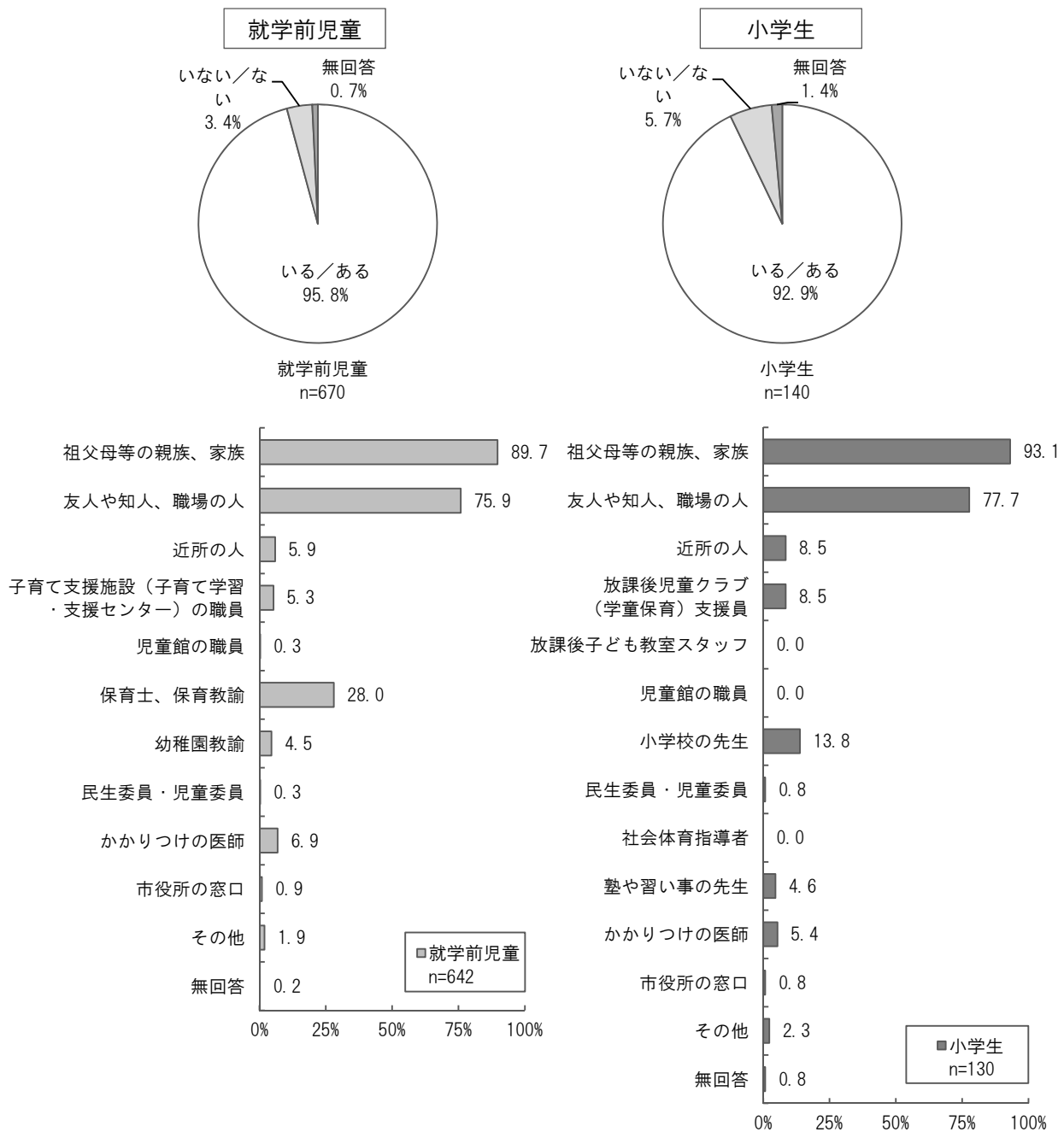
### (1) 子育て世帯を取り巻く状況

#### ① 子育てに関する相談者の状況

気軽に相談できる人の有無をみると、就学前児童・小学生いずれも「いる／ある」と回答した方は9割以上を占めています。

気軽に相談できる相手を見ると、就学前児童・小学生いずれも「祖父母等の親族」の割合が最も高く、次いで「友人や知人、職場の人」となっています。

【子育てに関して気軽に相談できる人の有無】



出典：H30第二期南あわじ市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書



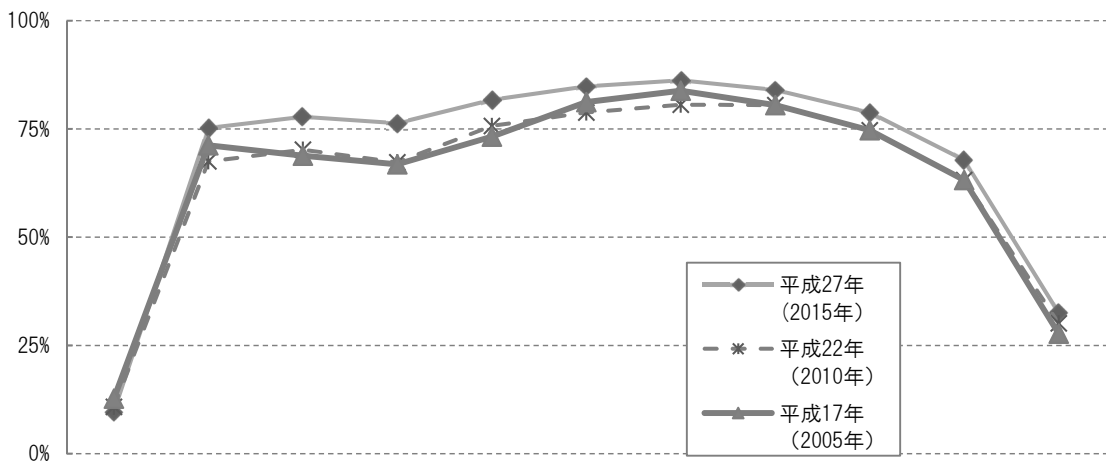
### 3 就労状況について

#### (1) 女性の就労状況

##### ① 女性の年齢別労働力率

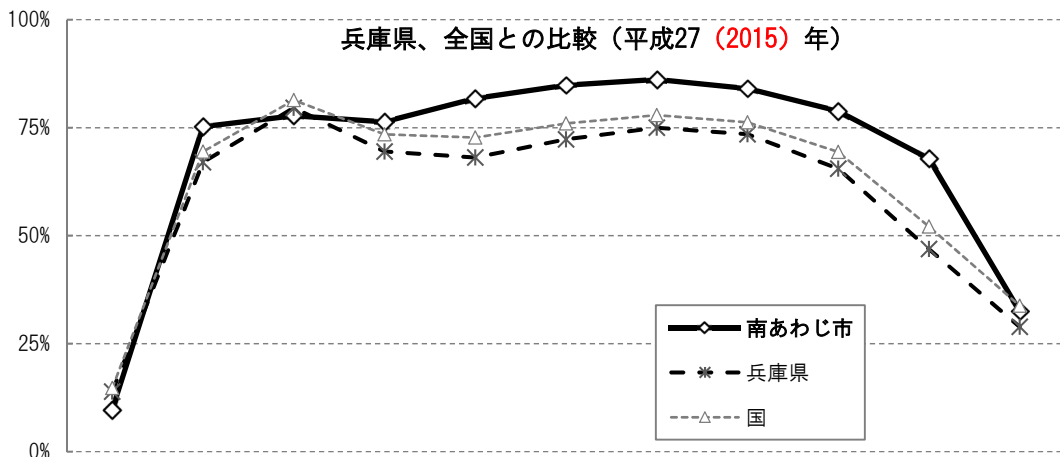
女性の年齢別労働力率は子育て世代と考えられる30歳台が最も低くなるM字型となっており、概ね平成17(2005)年・平成22(2010)年と比較して労働率は増加しているものの、24歳未満および30～34歳については、平成27(2015)年の労働力率が平成22(2010)年を下回っています。

【女性の年齢別労働力率の推移】



	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上	
平成17年 (2005年)	12.7	71.2	68.8	66.8	73.2	81.2	83.8	80.5	74.7	63.2	27.7	
平成22年 (2010年)	10.8	67.5	70.2	67.3	75.7	78.8	80.6	80.5	74.7	63.2	30.1	
平成27年 (2015年)	南あわじ市	<b>9.6</b>	<b>75.2</b>	<b>77.8</b>	<b>76.3</b>	<b>81.7</b>	<b>84.8</b>	<b>86.2</b>	<b>84.0</b>	<b>78.8</b>	<b>67.8</b>	<b>32.5</b>
	兵庫県	13.9	67.0	79.6	69.5	68.1	72.3	75.0	73.5	65.5	46.9	28.9
	国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	33.8

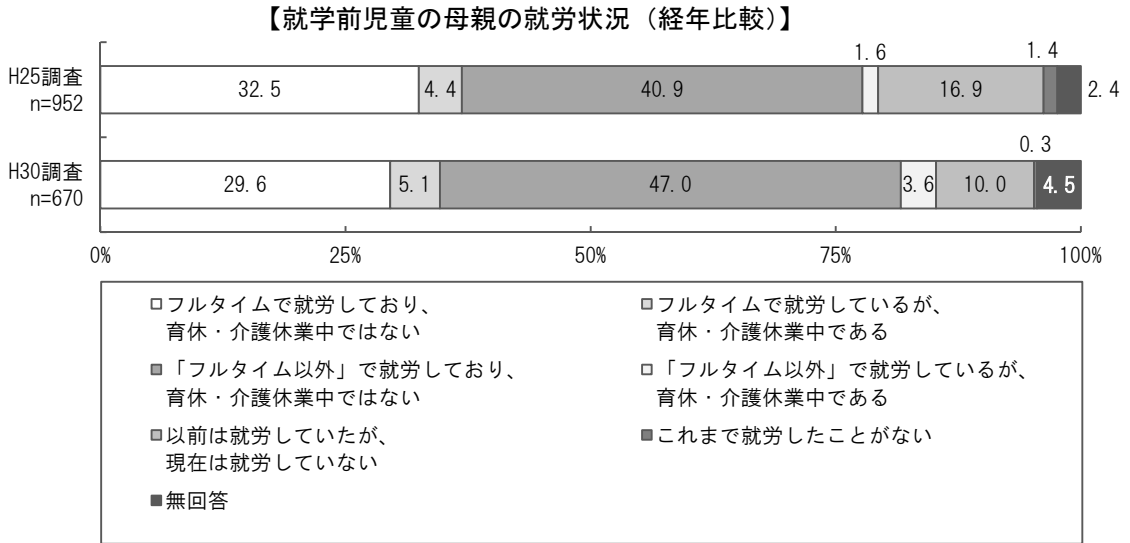
出典：総務省統計局「平成17年、平成22年、平成27年国勢調査結果」



② 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「フルタイム以外で就労している」を合わせた現在就労している方は、85.3%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、8.7%となっています。

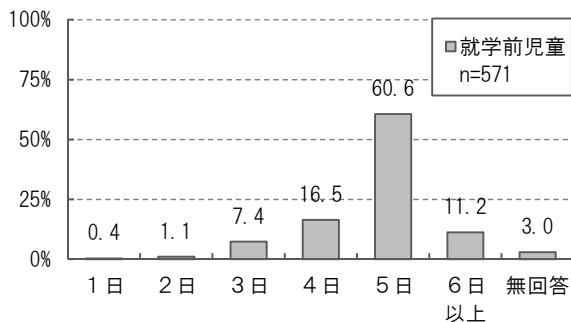
前回調査と比較すると、就労している母親の割合は、5.9ポイント高くなっています。また、産休・育休・介護休業を取得中の母親の割合は2.7ポイント高くなっています。



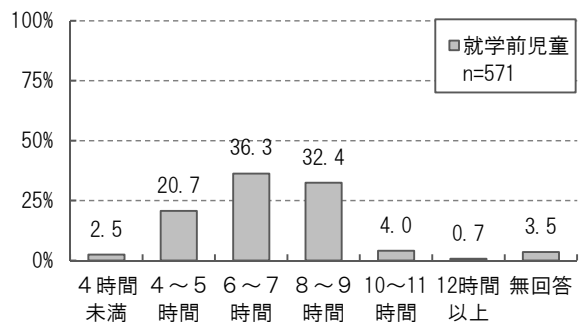
出典：南あわじ市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書

母親の就労日数をみると、1週間当たり「5日」が最も高くなっています。就労時間をみると、1日あたり「6～7時間」が最も高く、次いで「8～9時間」となっています。

【母親の就労日数（1週当たり）】



【母親の就労時間（1日当たり）】

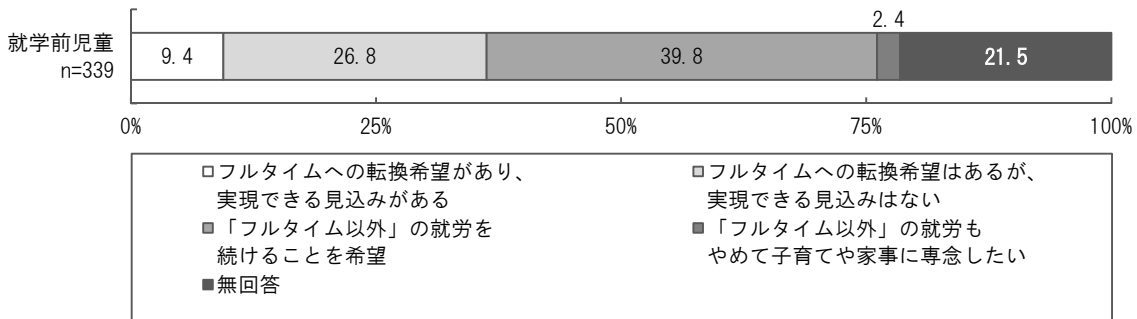


出典：南あわじ市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書



「フルタイム以外」で就労している方のうち、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」と「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」を合わせた「フルタイムへの転換希望」がある母親は、36.2%となっています。

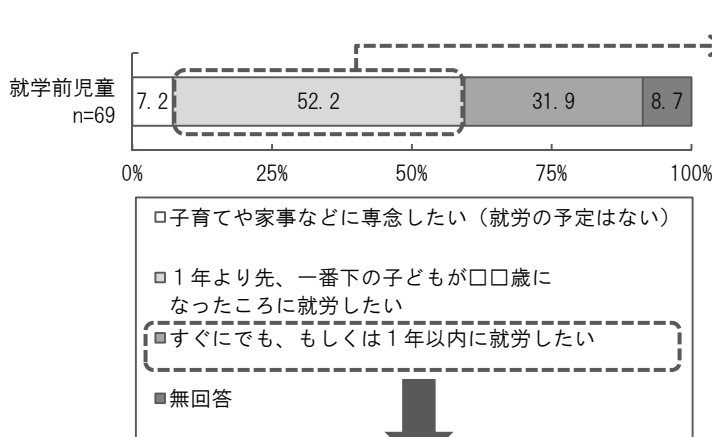
【母親のフルタイム勤務に対する意向】



出典：H30第二期南あわじ市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書

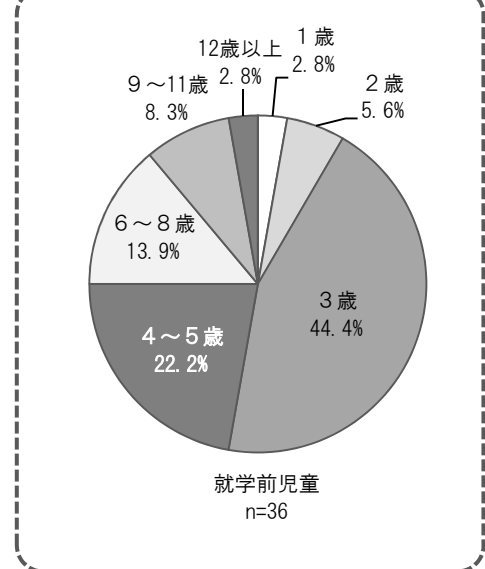
現在は就労していないが今後の就労希望がある母親は、約8割（「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい（52.2%）」+「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい（31.9%）」）となっており、パートタイム・アルバイト等での就労を希望する母親が約9割となっています。

【就労していない母親の就労希望】

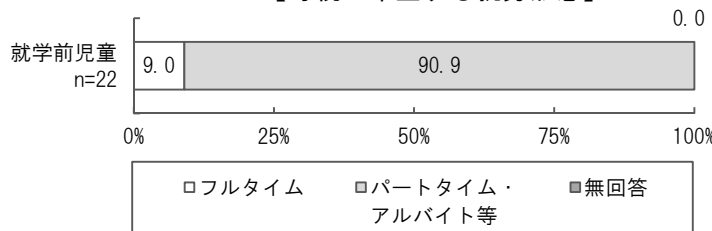


「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」に○を付け

【就労希望時の末子の年齢】



【母親の希望する就労形態】



出典：H30第二期南あわじ市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書

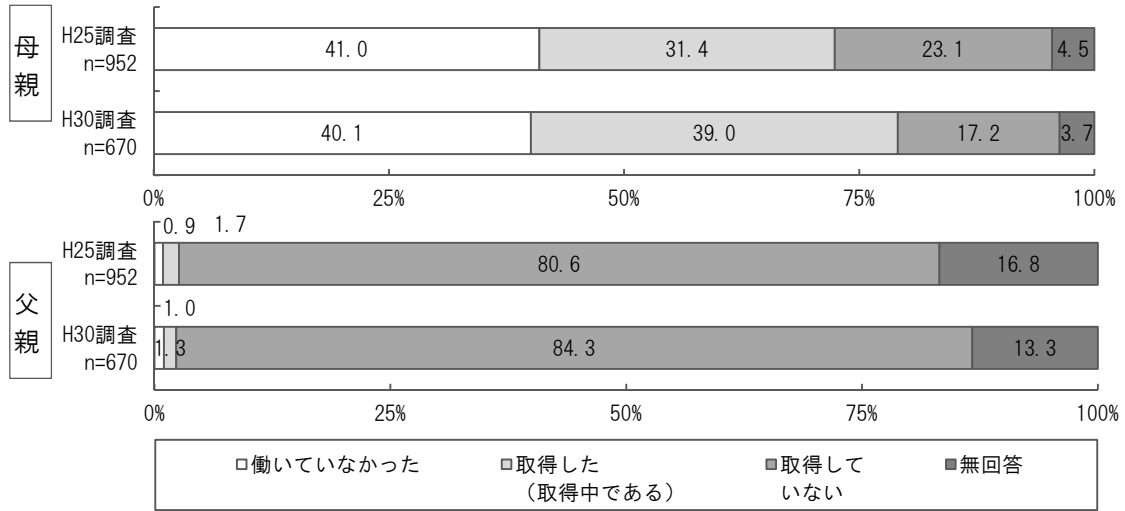


## (2) 育児休業制度の取得率

就学前児童の保護者について育児休業制度の利用状況を見ると、「取得した（取得中である）」母親は39.0%、一方父親は1.3%という状況です。

前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は前回調査（31.4%）より7.6ポイント高くなっています。

【就学前児童保護者 育児休業制度の利用状況】

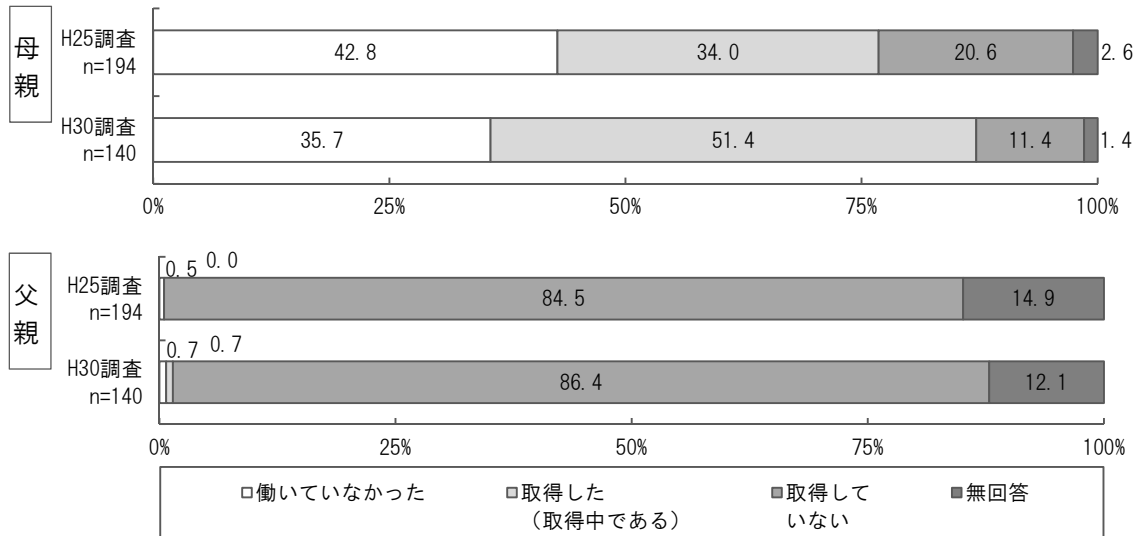


出典：南あわじ市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書

小学生について育児休業制度の利用状況を見ると、「取得した（取得中である）」母親は51.4%、一方父親は0.7%という状況です。

前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は前回調査（34.0%）より17.4ポイント高くなっています。

【小学生保護者 育児休業制度の利用状況】

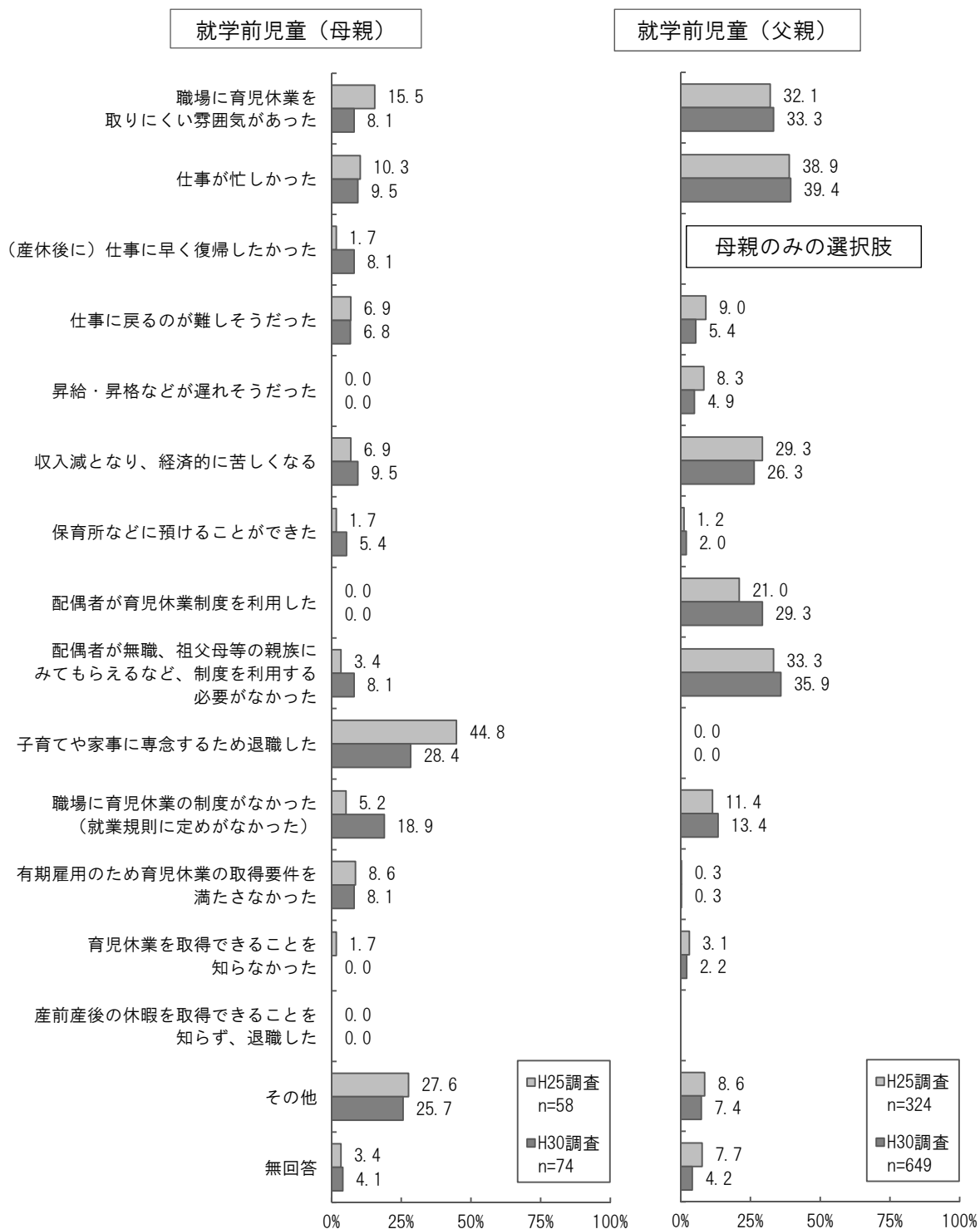


出典：南あわじ市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書



就学前児童保護者の育児休業を取得していない理由について、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」をあげた割合が最も高くなっているものの、前回調査と比べて減少しており、取得率の向上につながっていることがうかがえます。

【育児休業を取得していない理由（複数回答）】

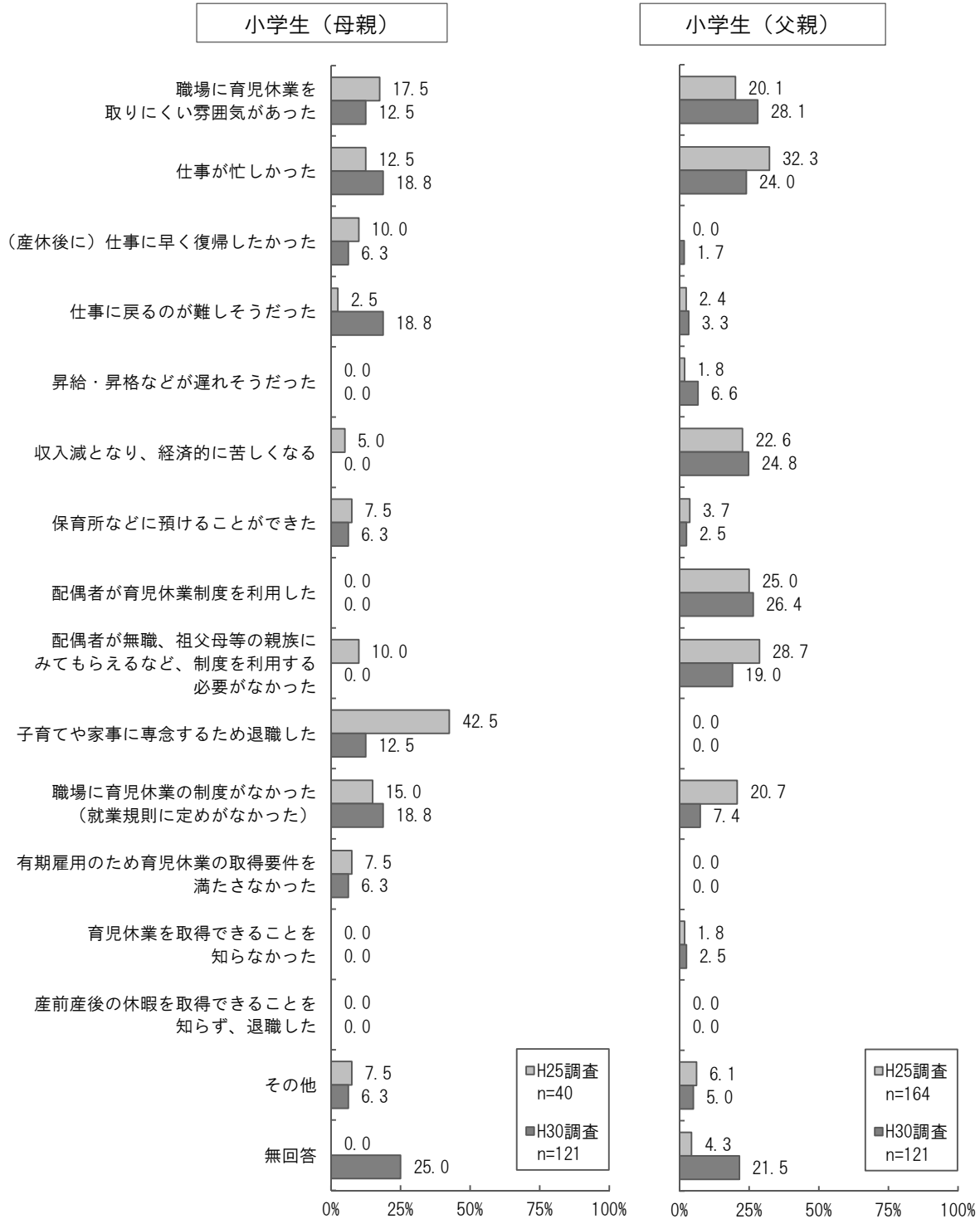


出典：南あわじ市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書



小学生保護者の育児休業を取得していない理由についても、就学前児童と同様に母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が減少しています。

【育児休業を取得していない理由（複数回答）】



出典：南あわじ市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書



## 4 教育・保育事業の状況について

### (1) 定期的な教育・保育事業

#### ① 教育・保育施設の現状

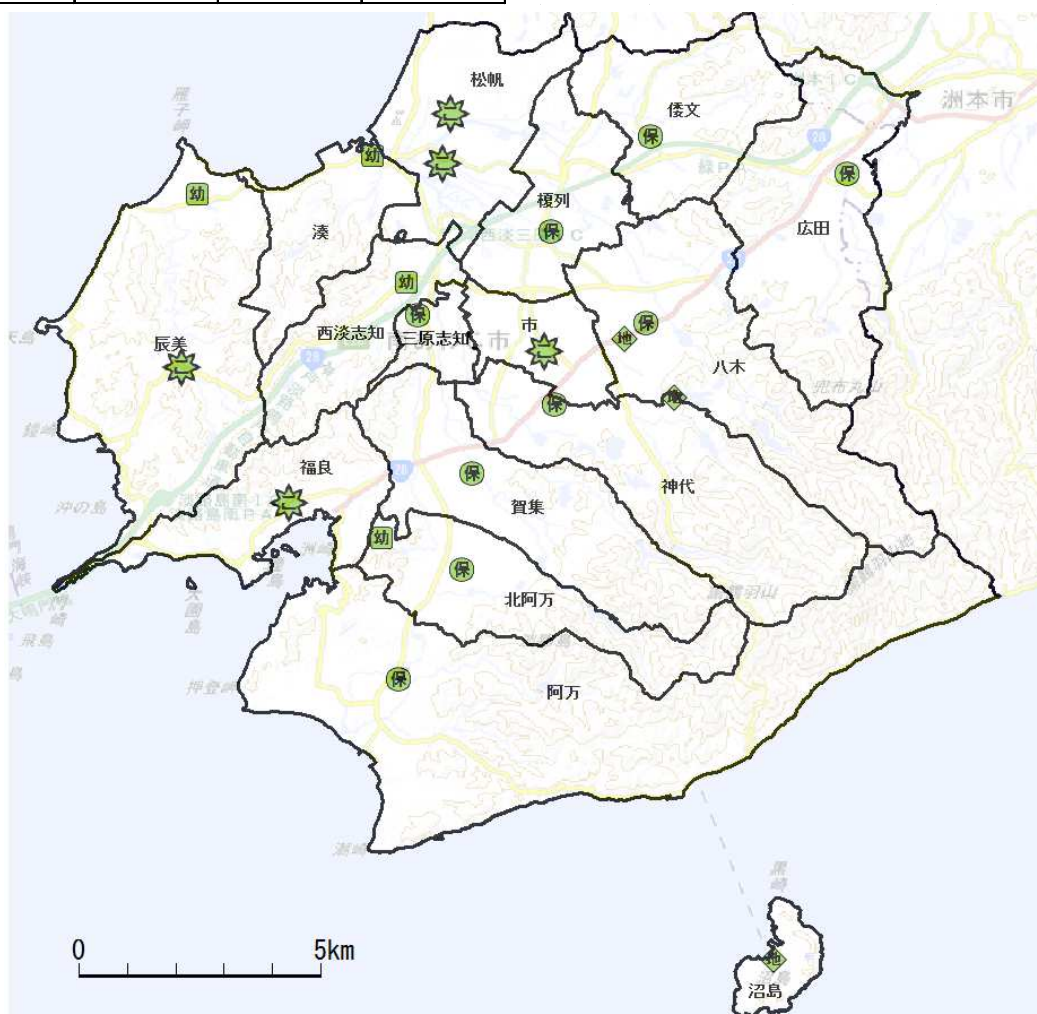
本市における教育・保育施設は各小学校区に概ね1施設以上の保育園もしくは認定こども園が立地しています。認定こども園は5施設、幼稚園は4施設となっており、主に市の西側に立地しています。

【小学校区別 教育・保育施設一覧及び施設の分布】

小学校区	保育園 地域型保育	認定こども園	幼稚園
松帆		松帆北 松帆南	
湊			湊
辰美		伊加利	津井
西淡志知			志知
賀集	賀集		
福良		福良	
阿万	阿万		
北阿万	北阿万		さゆり
沼島	ぬしま		

小学校区	保育園 地域型保育	認定こども園	幼稚園
倭文	倭文		
広田	広田		
榎列	榎列		
八木	八木 すくすく 翁寿園		
市		市	
神代	神代		
三原志知	志知		







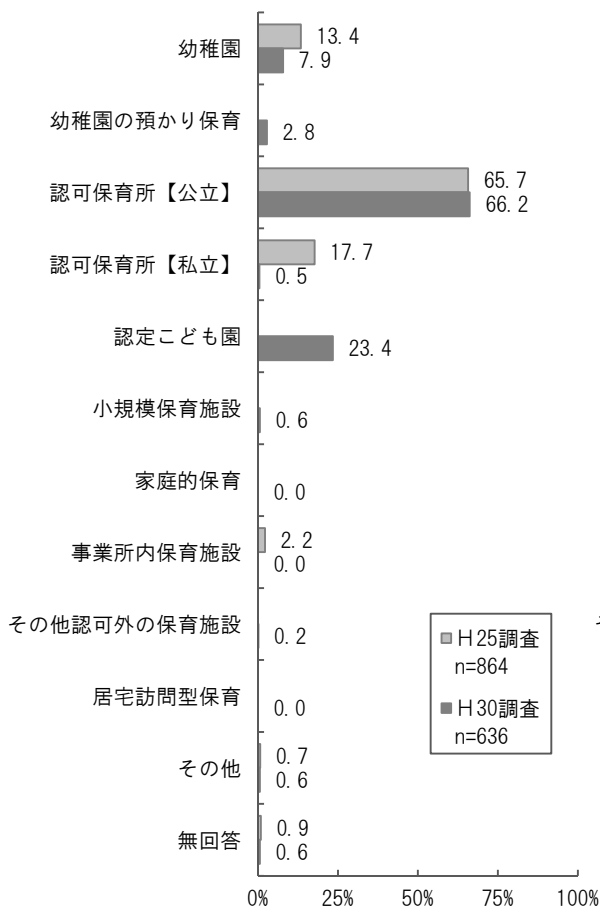
## ② 定期的な教育・保育事業の利用状況および利用希望

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「認可保育所【公立】」の割合が最も高く、次いで「認定こども園」となっています。

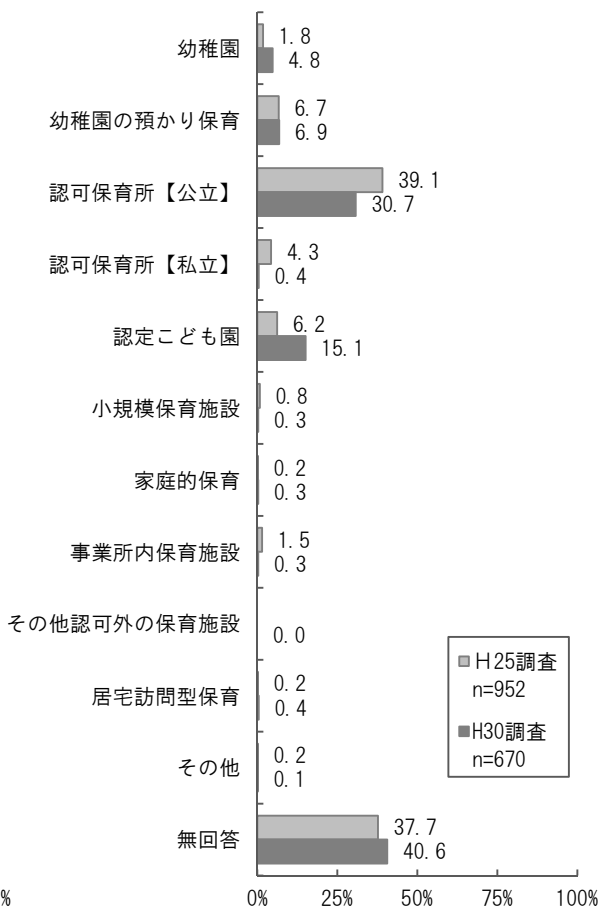
利用状況について前回調査と比べると、認定こども園の新設にともない「幼稚園」「認可保育所【私立】」が減少していますが、「認可保育所【公立】」は横ばいとなっています。

「幼稚園の預かり保育」については、利用状況に比べて利用希望が上回っており、利用ニーズに見合った事業の確保方策について検討する必要があります。

【定期的な教育・保育事業の利用状況】  
(複数回答)



【希望する定期的な教育・保育事業】  
(複数回答)



出典：H30第二期南あわじ市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書



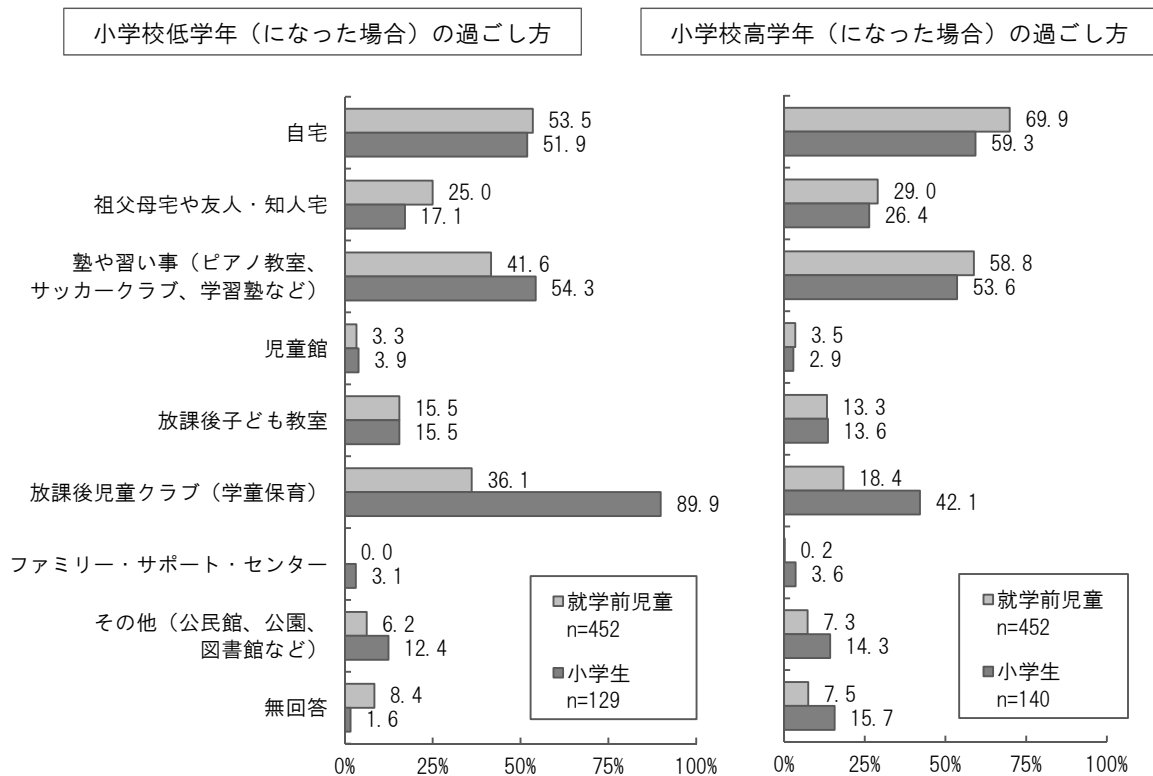
## (2) 放課後児童クラブの利用について

放課後の時間を子どもにどのように過ごさせたいかについては以下のとおりであり、就学前児童、小学生いずれも「自宅」「習い事（スポーツクラブ・塾など）」の割合が高くなっています。

「放課後児童クラブ」の利用希望をみると、小学生は放課後児童クラブを通じた調査となっていることもあり、就学前児童に比べて特に高くなっています。

また、高学年時の「放課後児童クラブ」の利用希望については、就学前児童、小学生ともに、低学年に比べて利用希望が半減しています。

【放課後の過ごし方の希望】



※「小学校低学年」は1～3年生、「小学校高学年」は4～6年生です。



## 5 施策等の進捗評価

作成予定

## 6 子育て支援に関する課題の整理

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「第一期子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき8つの課題をあげました。これらの課題を解決するための基本施策を優先的に推進します。

### 課題1 母親の働き方改革等に対応した子育て支援サービスの提供

---

就学前児童の母親は9割近くが就労し、その7割以上が週5日以上の勤務となり、今後とも就労率上昇の傾向にあります。一方、育児休業制度では母親の4割が利用するものの、父親は0.2割とほとんど利用されていないのが実情となっています。

そのため、多様な働き方を希望している母親に対して、教育・保育サービスを含めた子育て支援サービスのニーズ変化に対応していく必要性があります。また、父親が育児休業を取得しやすい職場環境づくりをはじめ、父親の育児参加への意識の醸成について進めていく必要性が考えられます。

### 課題2 サービスの向上をめざした教育・保育施設の再編

---

本市では、児童数の減少を背景に、保育所により児童数に大きな差があります。保育所の入所数が10名を下回っている保育所もあります。また、幼稚園の児童数についても大きな差があり、入所数が10名を下回っている幼稚園は7つの幼稚園のうち3園となっており、日常的に交流保育を実施しています。教育・保育の向上、保育所や幼稚園における教育・保育事業の効率性を向上させるため、認定こども園への移行や統合、民営化を含めた今後の教育・保育サービスの具体策を検討する必要があります。（現行計画の課題原稿）

### 課題3 地域による子育て支援のサービス向上

---

地域による子育て支援の拠点として、子育て学習・支援センターを設置していますが、地域子育て支援に関わる事業やサービス提供の総合的な機能を有していないため、各事業が連携されていなかったり、病児・病後児保育事業など提供できていないサービスもあります。

今後は、子育て支援の保護者ニーズを把握しながら、優先度の高い未実施のサービスを検討して実施していく必要があります。また、仕事と家庭生活を両立できる労働環境も求められ、子どもを育てながら安心して働き続けられる支援体制の充実に向け

て、行政も民間も地域も連携して労働環境整備を図っていくことが求められています。  
(現行計画の課題原稿)

#### 課題4 就学児童（小学生）の放課後の居場所の確保

---

小学生の放課後を過ごす場所を確保するため、放課後児童クラブは毎年1か所を増設する計画を進めています。放課後児童クラブの開設できていない小学校区では、放課後子供教室で放課後の居場所の確保をしています。子どもや保護者の利便性を向上するためには、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が必要です。今後は、放課後児童クラブの未開設校区を解消することが必要です。(現行計画の課題原稿)

今後は、高学年の利用ニーズ向上も視野に入れた事業のあり方について検討することが必要となります。

#### 課題5 3歳未満の待機児童に対する対策

---

教育・保育事業における3歳以上の待機児童は発生していませんが、近年においては母親の就業率の向上や早期の職場復帰などの要因により、3歳未満の利用希望が急増し待機児童が発生しています。この年齢の保育を考えた場合、施設型保育よりも家庭的な雰囲気での保育が望ましいと思われます。そのため、家庭において少人数を保育する家庭的保育事業を利用できるよう環境の整備を推進します。



## 第3章

# 計画の基本的な考え方

---





## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念等

本市が子ども・子育て支援事業を推進するにあたり、第一期計画の理念を踏襲するとともに地域共生社会の実現する“まちづくり”の願いを込めて、めざすべき基本理念を次のとおりとします。

#### ▼基本理念

地域で育む子どもの笑顔あふれるまち・南あわじ

核家族化や共働き家庭の増加、近隣関係の希薄化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が一層変化し、地域で支え合うことの重要性が高まっています。

子育ては、保護者が第一義的責任をもっています。しかしながら、子育てを単に家庭だけの問題とせず、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が子育てに関心を持つことが重要です。そのため、ワーク・ライフ・バランスを考慮した就労環境や子どもの安全に配慮した生活環境を整備し、母子等の健康を確保して、すべての子どもの生きる力を育むよう支援していきます。また、地域の子どもたちが、笑顔で成長していくため、障がいのある子どもに対して必要な教育・保育の支援を継続的に実施していきます。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるとともに、社会全体で取り組むべき課題です。とりわけ、乳幼児期の重要性を踏まえ、発達に応じた適切な質の高い教育・保育や子育て支援に取り組めます。また、地域の人々の心と心が響きあい、子どもたちの笑顔があふれるまちをめざして、結婚・妊娠・出産・育児に至る切れ目のない支援に取り組んでいきます。

また、子どもが保護者の愛情を感じながら成長するために、保護者は地域の応援や子育て支援サービスを利用するなど、楽しく子育てができる環境が必要となります。そのため、子ども子育て支援は、良質かつ適切な提供をめざすとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減にも配慮した子どもの貧困対策の推進を図っていきます。

## 2 計画の基本目標

基本理念を実現するため、次の8つを基本目標に設定し、総合的な施策を展開します。

### 基本目標1 すべての子どもの健やかな成長を育むまちづくり

子どもがいきいきと健やかに育つためには、質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。そのため、保護者の就労状況や家庭の状況等に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

### 基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

安心してゆとりをもって子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を支援することが必要です。また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をし、子育ての不安を軽減することが必要です。そのため、安心して子どもを預けられる環境づくりをめざして、子育て情報の提供と相談体制など、子育て家庭の支援に取り組みます。

### 基本目標3 地域で子どもの成長を育むまちづくり

地域全体で子育てを支えるため、社会のすべての構成員が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。地域の実情を踏まえ、身近な地域においてすべての子どもや子育てを見守り、支えあうための仕組みづくりに取り組みます。

### 基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進

女性の就労の増加や就労希望の増加、それにとまなう保育サービスのニーズの増加・多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支援するために、保育及び地域サービスの向上に努めます。また、男女がともに家庭責任を果たしながら仕事をし、自分らしく生きることができ環境となるよう啓発や支援に努めます。

### 基本目標5 母子及び乳幼児等の健康の確保

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、また子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠・出産期から乳幼児期を中心とした母子保健や食事、思春期保健、小児医療などライフステージごとの健康推進に取り組みます。

### 基本目標6 生きる力を育む教育の推進

次代の主人公である子どもたちがのびのびと育っていけるよう、子どもの個性や能力を伸ばし豊かな人間性を育む家庭教育、子どもの個性や人格を尊重したゆとりある学校





教育など教育環境の整備に努めます。さらに、遊びや自然体験、文化・芸術活動、スポーツ活動等を通して豊かな人間性や社会性、創造性を育ていけるよう、地域や家庭と学校が連携してさまざまな遊びや体験の場の整備や機会の提供に取り組んでいきます。

### **基本目標7 子育てを支援する生活環境の整備**

子どもや子ども連れが安心して暮らせるよう、安全に遊べる施設や公園を整備するとともに、道路環境や公共施設においてもあらゆる人が利用しやすいよう設備の充実を努めます。また、子どもを犯罪や交通事故の被害から守る取り組みを、関係機関や地域と連携して推進します。

### **基本目標8 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進**

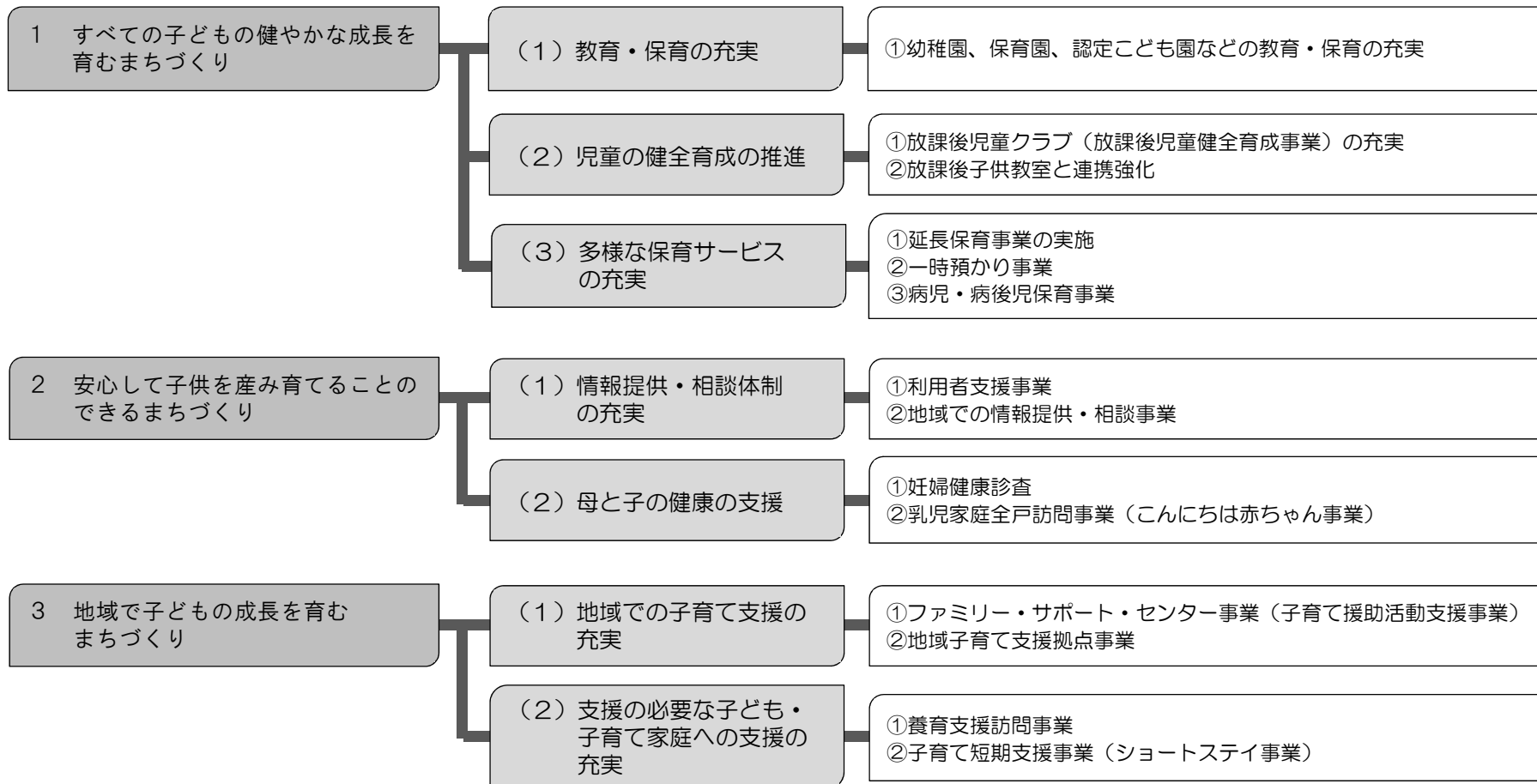
一人ひとりの子どもの人権が尊重される環境づくりを推進するため、児童虐待の予防、早期発見・早期対応に努めるとともに、ひとり親家庭の生活安定や自立を図るための支援、障がいのある子どもの自立や社会参加を図るための支援体制の充実に努めます。

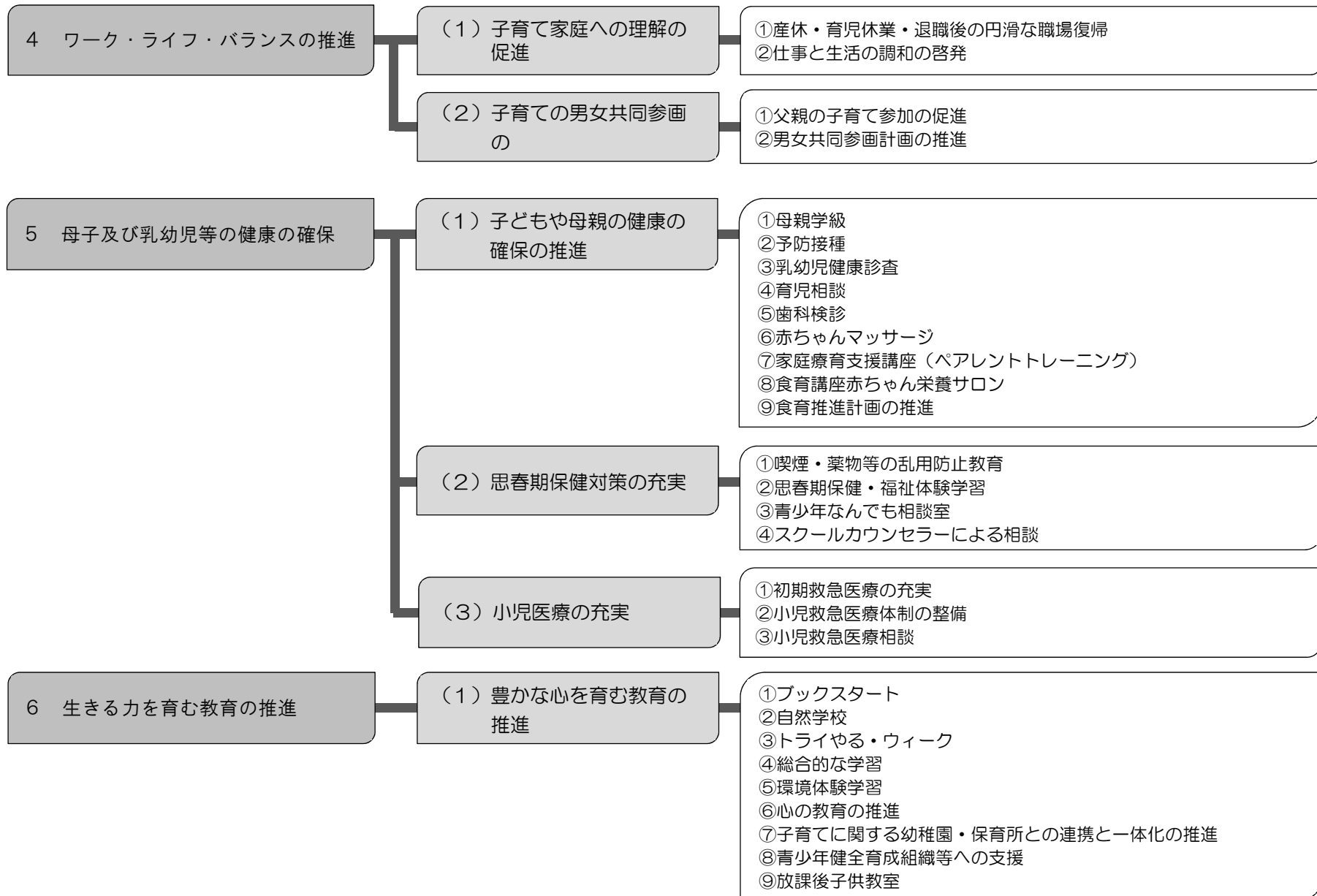


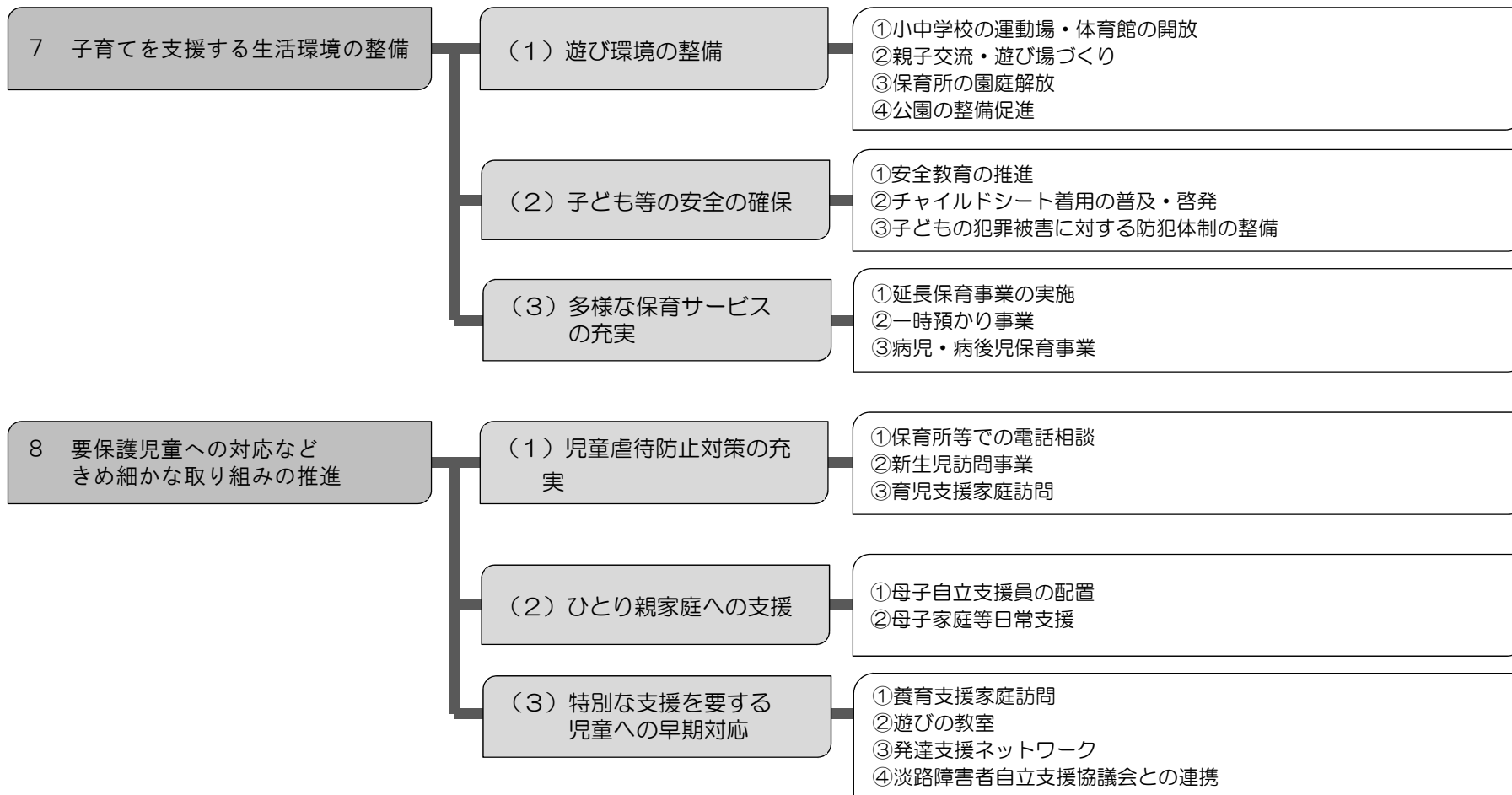
### 3 施策の体系

《基本理念》

#### 地域で育む子どもの笑顔あるれるまち・南あわじ





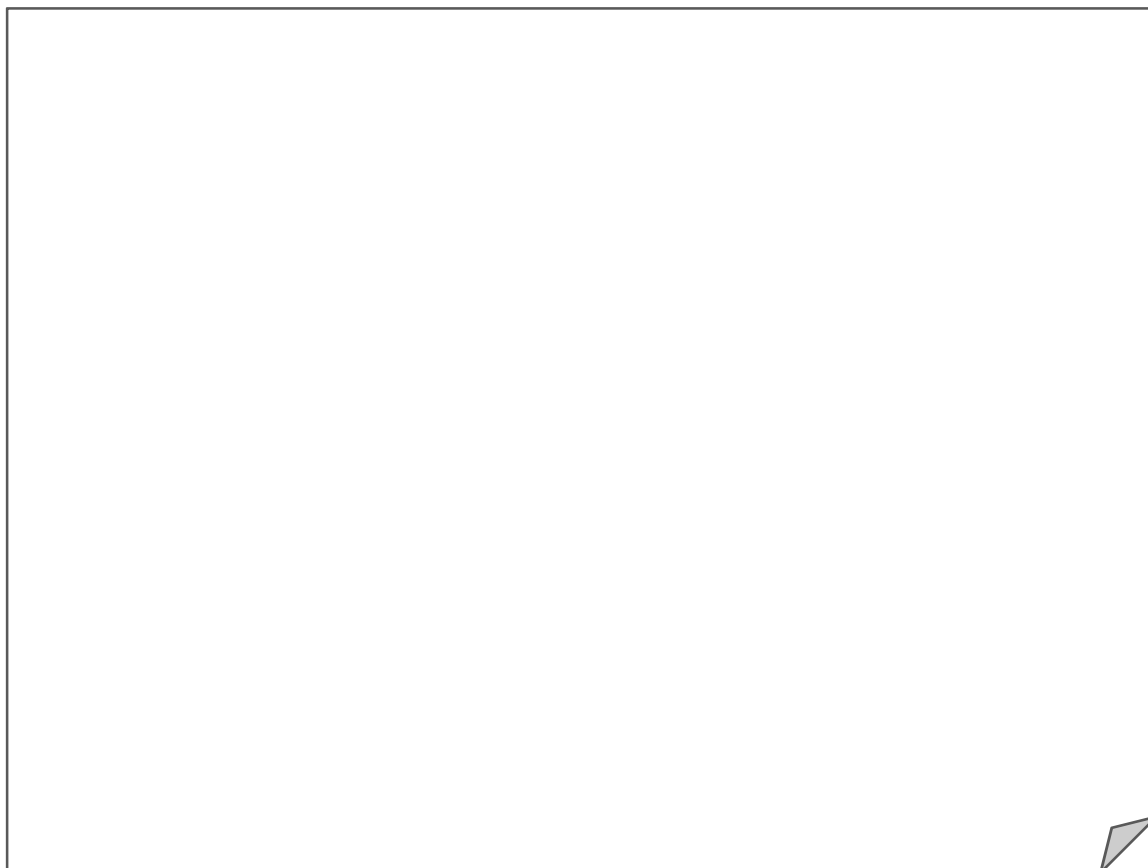




## 第4章

# 子育て支援施策の展開

---







## 第4章 子育て支援施策の展開

次世代育成支援法が平成 26 (2014) 年度末までの時限法として制定されましたが、引き続き、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させることが必要であることから、平成 26 (2014) 年に法の改正が行われ法律の有効期限が 10 年間延長されました。そのため、第一期計画ではこれまで実施してきた次世代育成支援法に係る施策を見直し計画的に推進してきました。

本計画においても、総合的な少子化対策を推進する一環として、次世代育成支援法に係る施策を子ども・子育て支援事業との調和を図りながら、より効果的に推進できるよう評価し、基本目標に基づいた施策を展開します。

※本市の子育て支援施策を掲載予定です。

**基本目標Ⅰ すべての子どもの健やかな成長を育むまちづくり**

**基本目標Ⅱ 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり**

**基本目標Ⅲ 地域で子どもの成長を育むまちづくり**

**基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進**

**基本目標Ⅴ 母子及び乳幼児等の健康の確保**

**基本目標Ⅵ 生きる力を育む教育の推進**

**基本目標Ⅶ 子育てを支援する生活環境の整備**

**基本目標Ⅷ 要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進**





## 第5章

# 教育・保育の量の見込みと 提供体制の確保

---



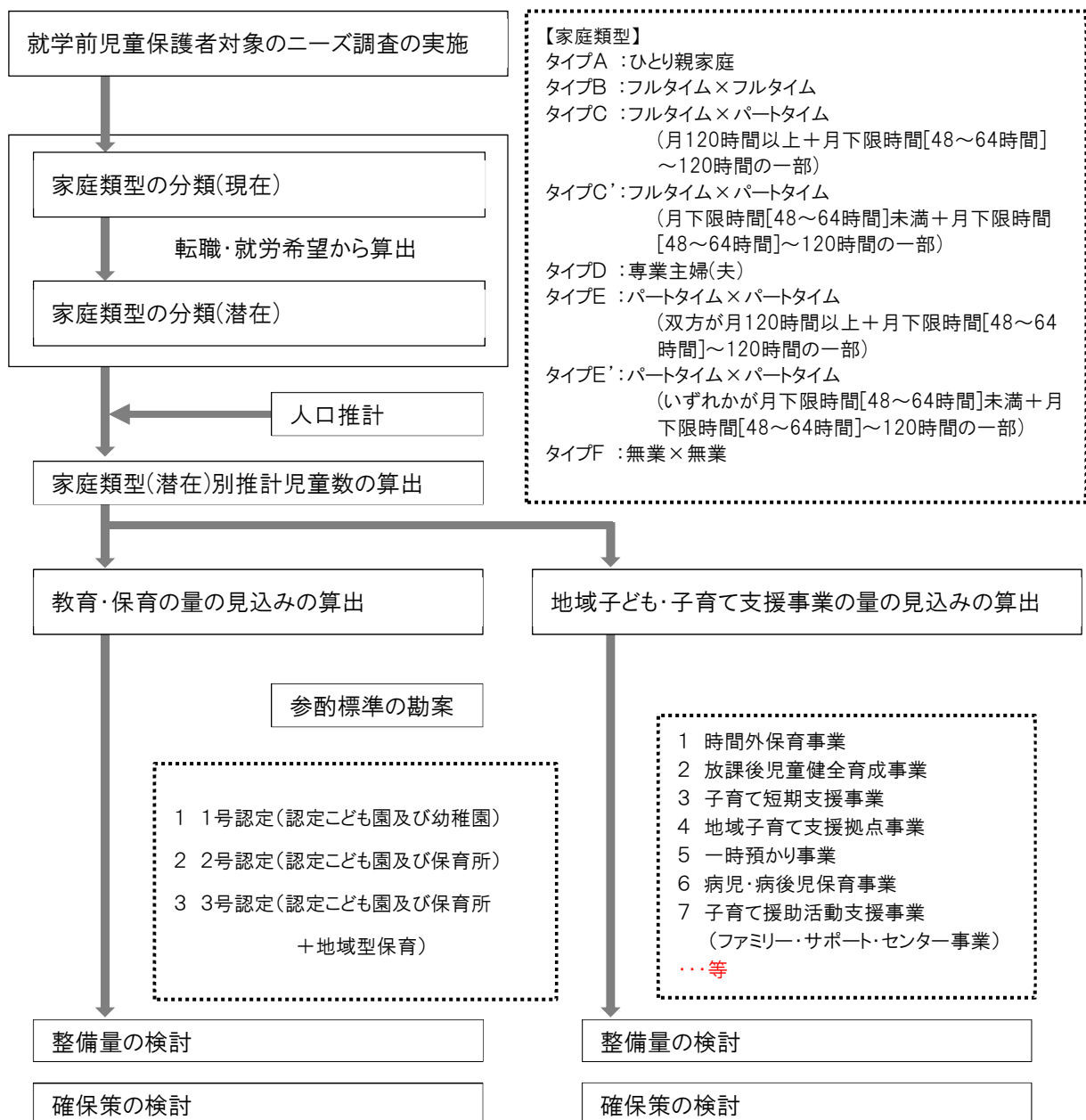


## 第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

### 1 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

#### ■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー

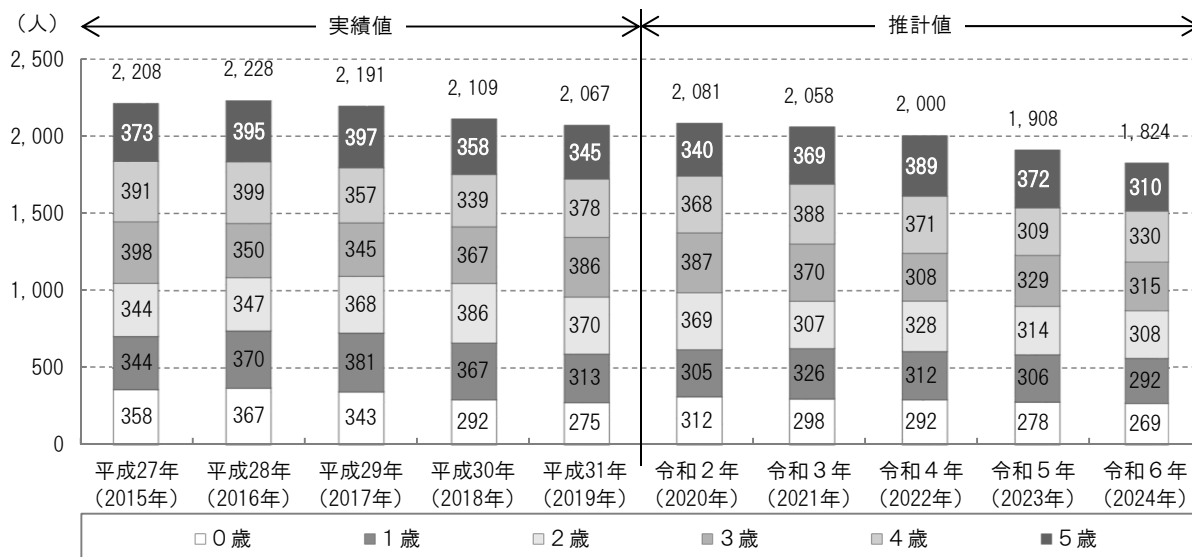




## 2 将来推計人口

### (1) 就学前児童の人口推計

0歳から5歳までの就学前児童の推計人口をみると、令和2（2020）年には2,081人となっていますが、令和6（2024）年では1,824人と減少しています。

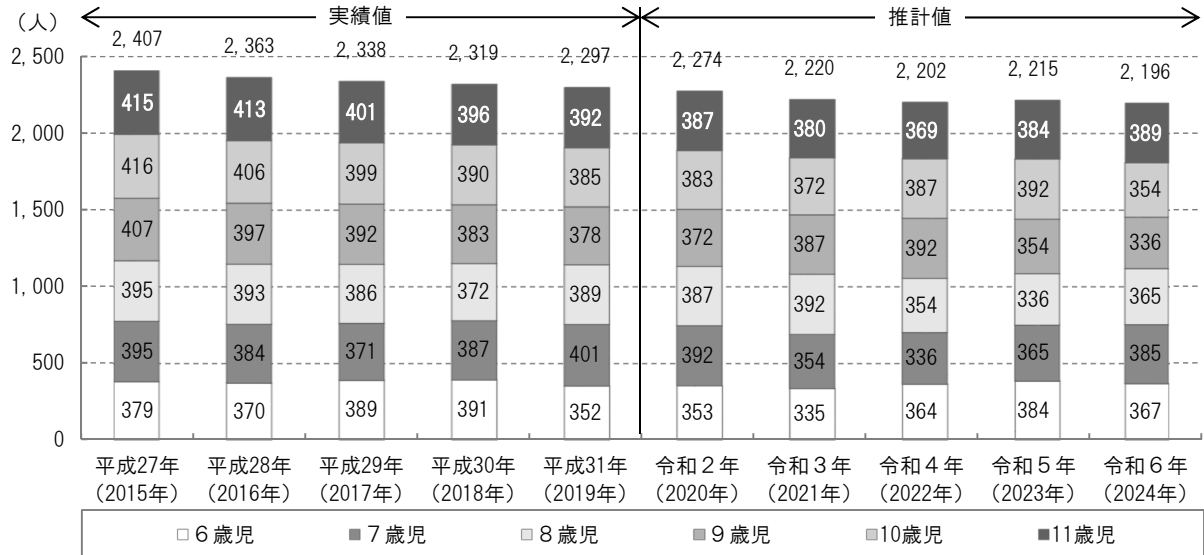


※住民基本台帳（各年3月現在）をもとに、コホート変化率法を用いた推計



## (2) 就学児童の人口推計

6歳から11歳までの就学児童の推計人口をみると、令和2（2020）年には2,274人となっていますが、令和6（2024）年では2,196人と減少しています。



※住民基本台帳（各年3月現在）をもとに、コーホート変化率法を用いた推計

### ※コーホート変化率法とは

同年（または同期間）に出生した集団をコーホートといい、コーホート毎の数年間の人口の増減を人口の変化率として、その変化率が将来も大きく変わらないものとして人口を推計する方法。

この方法は、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いることができる。



### (3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類  
型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を  
反映させた潜在割合を算出し、推計します。

#### ■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	現在	単位：%	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	7.6	7.6	7.6
タイプB	フルタイム×フルタイム	36.6	42.8	42.8
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	41.2	35.4	35.4
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	4.3	5.4	5.4
タイプD	専業主婦（夫）	9.9	8.6	8.6
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.2	0.2	0.2
タイプF	無業×無業	0.2	0.0	0.0

#### ■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合	単位：%（潜在割合）、人（児童数）				
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
タイプA	7.6	158	156	152	145	138
タイプB	42.8	891	881	856	817	781
タイプC	35.4	737	729	708	675	646
タイプC'	5.4	113	112	109	104	99
タイプD	8.6	178	176	171	163	156
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.2	4	4	4	4	4
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	2,081	2,058	2,000	1,908	1,824



### 3 認定区分

子ども・子育て支援法では、市町村が保育の必要性を3つの区分に認定した上で給付を支給する仕組みとなることが決まっています。認定の区分は下記のとおりとなります。

#### 3つの認定区分

##### 1号認定

- ・ **満3歳以上**の学校教育のみ(保育の必要性なし)の子ども

##### 2号認定

- ・ **満3歳以上**で、保育の必要性の認定を受けた子ども
  - ・ 2号(教育) : 保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども
  - ・ 2号(保育) : 保育を必要とする子ども

##### 3号認定

- ・ **満3歳未満**で、保育の必要性の認定を受けた子ども

## 4 教育・保育提供区域

本市における教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を勘案して、全市を1区域として定めます。放課後児童クラブについては、各小学校の在校児童が対象となるため、小学校区を教育・保育提供区域として定めます。

### (1) 教育・保育

区域の設定	
教育・保育給付（施設、地域型保育事業）	1区域

### (2) 地域子ども・子育て支援事業

区域の設定	
① 利用者支援事業	1区域
② 延長保育事業（時間外保育事業）	1区域
③ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	小学校区
④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	1区域
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	1区域
⑥ 養育支援訪問事業	1区域
⑦ 地域子育て支援拠点事業	1区域
⑧ 一時預かり事業	1区域
⑨ 病児・病後児保育事業	1区域
⑩ ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	1区域
⑪ 妊婦健康診査	1区域
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	1区域





## 5 教育・保育の一体的提供の推進に関する考え方

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。本市では、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業者が幼児期の学校教育や保育を充実させるよう努めます。このため、施設間の連携や情報提供等を行い、協力体制を図れるよう支援をしていきます。

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や両方のよさを合わせ持つ施設です。利用者の就労状況に関わらず利用ができるため、保護者の就労状況等に変化があった場合も、継続して利用することができます。

本市では、平成26(2014)年5月に「南あわじ市保育所のあり方検討委員会」から、今後の保育所がめざすべき基本的な考え方が提言されました。提言の三本柱として、保育所の施設整備、保育サービスの向上、施設運営の効率化が示されています。

この三つの考え方に基づいて、施設整備については、老朽化を踏まえた大規模改修や保育室の増設等を行い、保育サービスの向上については、延長保育や土曜日保育などの利用拡大に努めます。施設運営の効率化については、利用者ニーズに柔軟に対応できる認定こども園の設置に向けて具体策を検討し、実現をめざしていきます。

認定こども園へ移行するには、既存施設の改修や整備、職員体制の確保が必要であり、統合等の機会に新設する場合には設置場所の確保が問題となってきます。幼稚園・保育所の分布状況や利用意向など地域の実情を踏まえ、認定こども園への移行が円滑に進めていけるよう、さまざまな課題に対して適宜、検討していきます。

また、優良な保育サービスを提供しようとする民間事業者による施設整備や運営（民間移管）についても検討していきます。

## 6 教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容

### (1) 幼稚園及び認定こども園（保育の必要のない児童）

#### 【事業内容】

「幼稚園教育要領」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う事業です。

#### 【現 状】

市内には幼稚園が4園（公立3園、私立1園）、認定こども園が2園（公立1園、私立1園）あり、平成30（2018）年度の児童数は98人となっています。そのうち、公立3園では日常的に交流保育を実施しています。

#### 【量の見込みと確保の内容】

単位：人

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み	合計	119	109	103	98	93
	1号	69	72	67	64	64
	2号（教育）	50	37	36	34	29
②確保方策	合計	119	109	103	98	93
	教育・保育施設 （幼稚園、認定こども園）	53	56	51	49	50
	その他	16	16	16	15	14
	幼稚園及び預かり保育	50	37	36	34	29
②-①		0	0	0	0	0

#### 【今後の取り組み】

現状において、提供体制を確保できています。今後は、保護者の多様なニーズとその選択に応じるため、施設の立地場所などさまざまな課題を解決しながら、幼稚園の適正規模の教育環境整備や、認定こども園への移行によって共働き家庭の保育利用の希望にも応えられるような制度設計を行います。



## (2) 保育所及び認定こども園（保育の必要な児童）

### 【事業内容】

「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期の保育を行う事業です。

### 【現 状】

市内には保育所が10園（公立10園）、認定こども園が4園（公立1園、私立3園）、小規模保育所1カ所、事業所内保育所2カ所あり、平成30（2018）年度の児童数は1,355人となっています。

### 【量の見込みと確保の内容】

単位：人

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み	合計	1,334	1,353	1,309	1,205	1,056
	2号（教育）	0	14	14	12	11
	2号（保育）	951	978	954	880	768
	3号（0歳）	71	68	63	57	49
	3号（1-2歳）	312	293	278	256	228
②確保方策	合計	1,334	1,353	1,309	1,205	1,056
	教育・保育施設 （保育所、認定こども園）	1,302	1,322	1,278	1,177	1,032
	2号（保育）	947	988	958	889	776
	3号	355	334	314	288	256
	地域型保育事業 （小規模保育・事業所内保育）	32	31	31	28	24
	2号（保育）	4	4	4	3	3
	3号	28	27	27	25	21
	②-①	0	0	0	0	0

### 【今後の取り組み】

現状において、提供体制を確保できています。よって、既存の保育所17施設での提供体制を確保します。

第1期計画に引き続き、「南あわじ市保育所のあり方検討委員会からの提言」を受け、保育施設の老朽化や施設ごとの利用児童数の偏りなどの解消に向けて、施設の民営化や統廃合も視野に入れながら、適正規模の保育環境の整備や保育サービスの向上に努めます。また、すべての子どもが利用できる認定こども園への移行についても検討を進めていきます。

## 7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

### (1) 利用者支援事業【新規】

#### 【事業内容】

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【現 状】

平成30（2018）4月から子育て学習・支援センターで基本型として事業を開始し、「子育て支援コンシェルジュ」として、2名配置しています。また、平成31（2019）4月から市役所担当課で母子保健型として事業実施しています。

#### 【量の見込みと確保の内容】

単位：か所

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み		2	2	2	2	2
②確保方策	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

#### 【今後の取り組み】

子どもや保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育事業や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。このため、庁舎内に利用者支援事業の窓口を設置し、提供体制を確保します。

### (2) 延長保育事業（0～5歳）

#### 【事業内容】

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

#### 【現 状】

2か所の保育所で実施しています。平成30（2018）年度において、延べ利用者数は63人となっています。



【量の見込みと確保の内容】

単位：人

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み	合計	59	58	55	53	51
	2号保育	35	34	32	31	30
	3号保育	24	24	23	22	21
②確保方策	延長保育事業	59	58	55	53	51
	②-①	0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

### (3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

#### 【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等において居場所を提供し、適切な遊びや集団生活の場として児童の健全な育成を図る事業です。

#### 【現 状】

小学1年生～6年生を対象に、市内13小学校区で開設しています。平成30（2018）年度の登録児童数は291人（定員340人）となっています。

#### 【量の見込みと確保の内容】

単位：人

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み		238	238	246	250	231
②確保方策	放課後児童 クラブ	238	238	246	250	231
②-①		0	0	0	0	0

#### 【今後の取り組み】

**(4) 子育て短期支援事業【ショートステイ】(0～5歳)****【事業内容】**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業です。

**【現 状】**

4施設でショートステイの受入れを実施しています。利用者数は、平成27(2015)年度から平成30(2018)年度の4年間において3人となっています。

**【量の見込みと確保の内容】**

単位：人

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み		4	4	4	4	4
②確保方策	子育て短期支援事業	4	4	4	4	4
②-①		0	0	0	0	0

**【今後の取り組み】**

既存の4施設で提供体制を確保します。

**(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)****【事業内容】**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

**【現 状】**

平成30(2018)年度における訪問家庭数は、286件で、実施率は97.2%となっています。

**【量の見込みと確保の内容】**

単位：人

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み		298	292	287	269	260
②確保方策	乳児家庭全戸訪問事業	298	292	287	269	260
②-①		0	0	0	0	0

### 【今後の取り組み】

本事業は、全戸訪問事業であり、訪問数は各年度の人口推計値をニーズ量として100%を想定し、提供体制を確保します。

訪問をきっかけにして、育児不安のある親の支援を個別に行っていますが、今後は親同士のグループ活動を支援する必要性も出てきています。

## (6) 養育支援訪問事業

### 【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を確保する事業です。

### 【現 状】

本市では、乳児家庭全戸訪問事業において、養育支援が必要な家庭を再度訪問することで養育支援訪問を実施しています。

#### 【量の見込みと確保の内容】

単位：人

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み		9	9	9	9	9
②確保方策	養育支援訪問 事業	9	9	9	9	9
②-①		0	0	0	0	0

### 【今後の取り組み】

養育が困難な家庭を早期に発見し支援することが大切であるため、養育支援の必要な家庭への訪問は必須と考え、対象家庭への提供体制を確保します。





## (7) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳）

### 【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【現 状】

地域子育て支援拠点として、子育て学習・支援センターを開設しています。就園前の乳幼児である0-2歳児の登録者数をみると、平成30(2018)年度で456人となっています。

### 【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み		9,826	9,836	9,478	9,171	8,834
②確保方策	地域子育て支援 拠点事業	9,826	9,836	9,478	9,171	8,834
②-①		0	0	0	0	0

### 【今後の取り組み】

子育て学習・支援センター（1か所）で提供体制を確保します。子育て学習・支援センター等で実施している活動について、広報、ホームページ等に掲載し、乳児の在宅での子育てを推進する。また、子育て支援の総合的な拠点に発展していくことに努めます。

## (8) 一時預かり事業（0～5歳）

### 【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業は、次の2種類があります。

(8) - ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（3～5歳）

(8) - ② 幼稚園における在園児以外の一時預かり（0～5歳）

### 【現 状】

#### (①在園児)

本市では、大部分の幼稚園児が平日、定期的にご利用しています。平成30（2018）年度の延べ利用者数は16,689人日／年となっています。

#### (②在園児以外)

公立保育所1園、私立認定こども園1園、ファミリー・サポート・センターで実施しており、平成30（2018）年度の延べ利用者数は1,513人日／年となっています。

### 【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

在園児		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み		17,677	16,752	15,842	14,979	14,995
②確保方策	一時預かり事業	17,677	16,752	15,842	14,979	14,995
②-①		0	0	0	0	0

在園児以外		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み		1,497	1,498	1,444	1,397	1,346
②確保方策	一時預かり事業	1,497	1,498	1,444	1,397	1,346
②-①		0	0	0	0	0



【今後の取り組み】

(①在園児)

すべての幼稚園において、教育時間を超えて預かり保育を希望する在園児童を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）を実施し、提供体制を確保します。

(②在園児以外)

既存の保育所、ファミリー・サポート・センター等で提供体制を確保します。両親の病気や入院、災害、事故等により、緊急・一時的に家庭での保育ができないときや、保護者の育児疲れ解消等の理由などに対応した一時的な保育の支援充実に取り組んでいきます。

**(9) 病児・病後児保育事業（0～5歳）**

【事業内容】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【現 状】

本市では、本事業を実施していないため、利用実績はありません。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み		306	298	284	271	267
②確保方策	病児・病後児保育 事業	306	298	284	271	267
②-①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

通所している園児が、病気又は病気回復期のため集団生活が困難な時期に、看護師、保育士により一時的に子どもを預けるニーズに対応します。令和2（2020）年度から病後児対応の体制を整備し、提供体制の確保に努めます。

## (10) ファミリー・サポート・センター事業（小学生）

### 【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との登録制による相互援助活動を行う事業です。

### 【現 状】

本市では、ファミリー・サポート・センターとして乳幼児を対象に相互援助活動を実施していますが、小学生を対象にした相互援助活動は未実施です。

### 【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み		166	164	165	164	157
②確保方策	ファミリー・サポート・センター事業	166	164	165	164	157
②-①		0	0	0	0	0

### 【今後の取り組み】

既存の施設等を活用して子育て援助活動支援事業を実施する提供体制を確保します。また、ファミリー・サポート・センター事業としての PR を強化し、会員の増員を図っていきます。



## (11) 妊婦健康診査

### 【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施する事業です。

### 【現 状】

医療機関等で受診した妊婦健康診査に係る費用の一部を補助しています。平成30(2018)年度において、助成数は430人となっています。

### 【量の見込みと確保の内容】

単位：人

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み		409	401	382	369	357
②確保方策	妊婦健康診査	409	401	382	369	357
②-①		0	0	0	0	0

### 【今後の取り組み】

すべての妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健診の受診率100%を想定し、啓発及び提供体制を確保します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【今後の取り組み】

今後、国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対しては、公費による負担軽減を実施します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 【今後の取り組み】

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、支援チームを設け、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。



## 第6章

### 計画の推進・評価体制

---







## 第6章 計画の推進・評価等

### 1 計画の推進

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取り組み（役割）と市全域での取り組み（役割）が互いに補完し、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により子ども・子育て支援施策にかかる取り組みを効果的に推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

### 2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページ、子育て応援総合ホームページを活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

### 3 計画の評価・検証

本計画に基づく施策の実施状況や施策に係る費用の使途実績等について点検、評価します。計画における量の見込みと大きく乖離する場合には、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて計画内容を見直します。

点検や評価、計画の見直しについては、南あわじ市子ども・子育て会議に報告して検証し、計画に反映します。

また、進捗状況については市のホームページ等で市民に公表します。



# 資料編



# 資 料 編

## 1 幼児期の教育・保育利用等の無償化に関する給付制度の創設

### (1) 幼児教育・保育の無償化の趣旨

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、令和元（2019）年5月10日に可決・成立し、令和元（2019）年10月から全面的に実施されることになりました。

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。少子化の原因でもある子育て家庭の幼児教育費の負担軽減を図りつつ、すべての子どもたちに質の高い教育を提供することを理念に、これまで段階的に推進してきた無償化の取り組みを全面的に開始するというものです。

一方で、国は女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿を整備する「子育て安心プラン」を策定するなど、無償化の実施に伴い共働き世帯が増えることが予想されます。それにより、待機児童の増加や預かり対象の子どもが増え、教育・保育の質が低下することが懸念され、認可施設の増設や、保育士の待遇を向上するなど、質の高い教育を提供できる環境を整備し、需給の均衡を図るための計画的な確保策が課題となっています。

### (2) 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者について

#### ① 3～5歳の全ての子ども達の利用料が無償化の対象

○子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化されます（上限月額 2.57 万円）。

○実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外です。

○幼稚園（4時間程度）については満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化されます。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところです。

#### ② 住民税非課税世帯の0～2歳の子ども達の利用料が無償化の対象

##### 対象となる施設・サービス

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

### （３）幼稚園の預かり保育の利用者について

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

※認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子どもたちが利用する預かり保育も含まれます。

### （４）認可外保育施設等の利用者について

認可外保育施設等を利用する子どもたちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子どもたちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料が無償化されます。

また、0歳から2歳児の子どもたちについては、住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

#### 対象となる施設・サービス

認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間が設けられます。

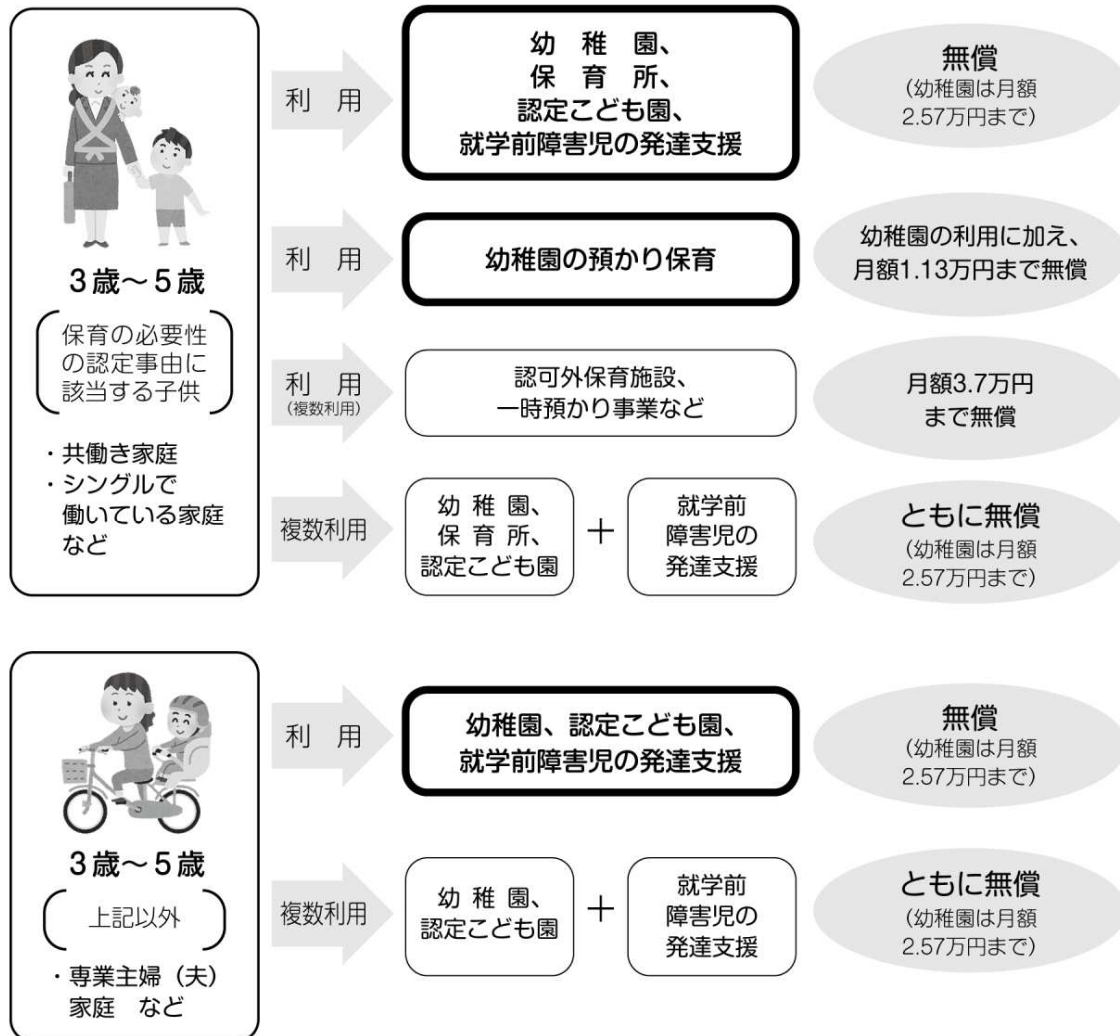
### （５）いわゆる「障害児通園施設」の利用者について

就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。

また、幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

※3～5歳が対象です（なお、0～2歳児の住民税非課税世帯については、既は無償となっています）。

■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



## 2 南あわじ市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 29 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、南あわじ市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織及び委員)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 教育又は保育の関係者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。



(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部子育てゆめるん課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員を委嘱した日以後最初に招集される会議は、市長が招集する。

(南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年南あわじ市条例第33号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年条例第10号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第5号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### 3 南あわじ市子ども・子育て会議委員名簿



---

## 南あわじ市 第二期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2（2020）年3月

編集・発行 兵庫県 南あわじ市 市民福祉部 子育てゆめるん課

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22-1

TEL 0799-43-5219

